



環境省説明資料

2026年6月24日

環境省



1. **2030年度エネルギーミックスに向けた取組の進捗状況**
2. **2040年度に向けた取組の方向性**
 - ・**地域脱炭素等を通じた地域共生型再エネ導入**
 - ・**民間企業による再エネ活用の推進**
(バリューチェーンの脱炭素化)
 - ・**ペロブスカイト太陽電池の社会実装**
3. **FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型**

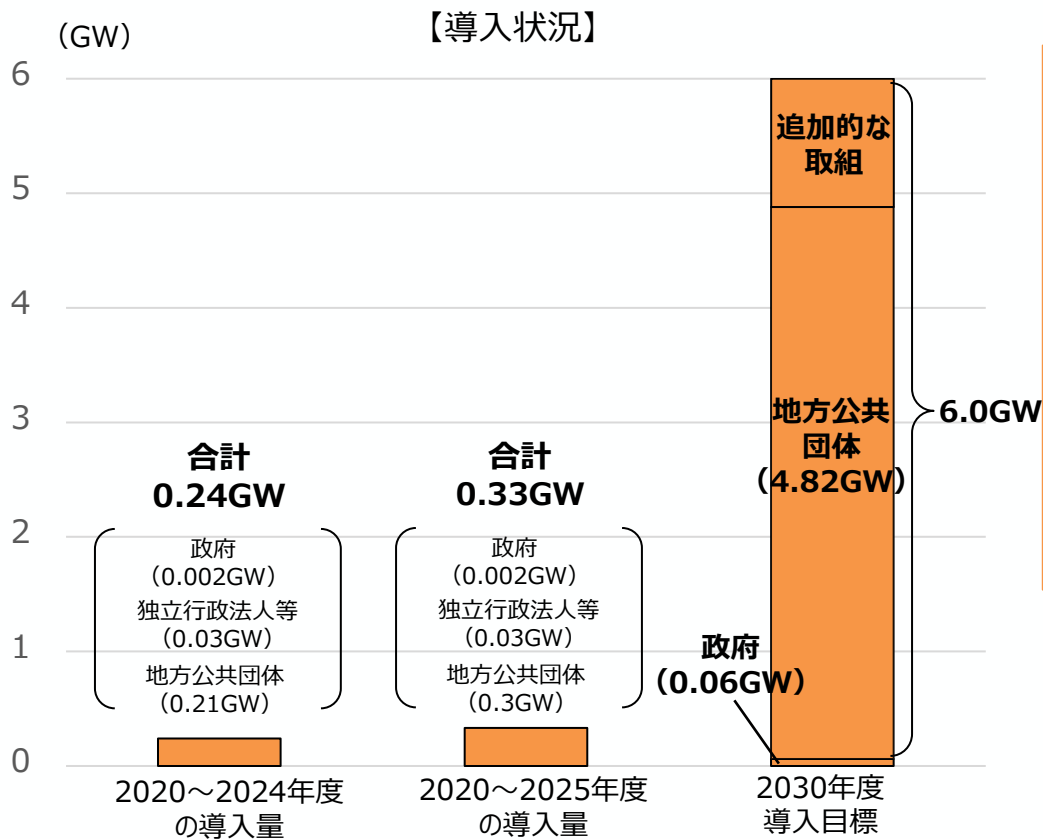
1. 2030年度エネルギーミックスに向けた取組の 進捗状況

関係省庁による施策のフォローアップ

電源		施策	関係省庁名
太陽光		公共部門の率先実行（6.0GW）	環境
		地域共生型太陽光発電の導入／地域共生型再エネの導入促進（8.2GW）	★環境・農水
		空港の再エネ拠点化（2.3GW）	国交
		民間企業による自家消費促進（10.0GW）	環境
		新築住宅への施策強化（3.5GW）	★国交・経産・環境
風力	陸上	環境アセスメントの対象の適正化等（2.0GW）	★経産・環境
		改正温対法による促進（0.6GW）	環境
		系統増強等（2.0GW）	経産
	洋上	ハンズオンサポートの実施等（再エネ海域利用法に基づく案件形成と公募の実施）（2.0GW）	★経産・国交・環境
		系統増強等（2.0GW）	経産
地熱		JOGMECによるリスクマネーの供給・先導的資源量調査や掘削技術開発の成果の共有等を実施（0.3GW）	★経産・環境
		自然公園内を中心とした、JOGMEC自らが行う「先導的資源量調査」の実施等（0.5GW）	★経産・環境
		旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh	★経産・環境
水力		既存設備の最適化・高効率化/長時間流入量予測技術の活用等による効率的な貯水池運用の実施 ※80億kWh	★経産・国交
		旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh	★経産・国交・農水
バイオマス		国産木質バイオマス利活用の拡大やバイオマス燃料の持続可能性確保（0.08GW）	★経産・農水
		廃棄物発電の導入加速（0.6-0.7GW）	環境

【施策】 公共部門の率先実行（6.0GW）

【省庁】 環境省、その他関係府省庁



※2030年度導入目標（6.0GW）の内訳は、エネルギーミックス策定後に、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」等での議論を経て定めたもの。

【導入量の把握方法】

- 政府保有施設、独立行政法人等については、毎年度実施する政府実行計画の実施状況調査により太陽光発電の導入量を把握
※2025年度は導入予定量を調査。
- 地方公共団体の保有施設については、毎年度実施する「地域脱炭素の推進に関する状況調査」で太陽光発電の導入量を把握（※）
※2022～2024年度実績と2025年度の導入予定量を調査

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省、その他関係府省庁】

- 公共部門の太陽光発電導入目標達成等に向けて、2023年9月に環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置。2024年3月には、政府保有施設について府省庁ごとの目標（0.06GW）を、地方公共団体の保有施設について関係省庁で施設種別の導入目標（4.82GW）を設定。以降、導入目標の達成に向け、課題の具体化、対応策の検討や横展開等を継続的に実施。
- 各府省庁において政府施設における太陽光発電整備計画を策定するとともに、関係省庁において地方公共団体に対して太陽光発電導入の取組を推進するよう支援予算等をまとめた通知を发出。
- 政府保有施設について、副大臣会議等を通じて取組推進を要請し、導入候補施設の選定、整備計画の具体化、設備導入を実施。（約0.002GW）
- 独立行政法人について、政府の取組に準じて導入を実施（約0.03GW）。また、導入目標の設定に向け、導入ポテンシャル調査を実施。
- 地方公共団体の保有施設について、地方公共団体実行計画に基づく取組が進むよう補助（計画策定・設備導入支援）、技術支援及び人材派遣等を実施。（約0.3GW）

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【政府施設等における課題】施設選定・設計等に要する人的コスト、導入に要する予算の確保

- 構造計算書の有無等を含めた施設単位での調査を進め、太陽光発電整備計画を更に具体化しながら予算措置を実施。（0.06GW）
- 環境省による政府施設初のPPA事例創出（調達・契約面の整理含む）を進め、他省庁へ水平展開。
- ペロブスカイト太陽電池の需要創出に向け、政府施設の各種類型における導入事例を創出。
- 独立行政法人等に対し、政府実行計画に準じた計画策定及び取組を促す。

【地方公共団体における課題】設備補助にとどまらない支援策の充実、導入意義の理解醸成

- 脱炭素先行地域や重点対策加速事業等で得られた実践的・具体的なノウハウを積極的に周知・発信。また、これまでの課題を踏まえ地方公共団体における太陽光発電導入をより促進するため、技術・ノウハウ等の横展開に係る支援を行う。（4.82GW）
- 都道府県等を核とした管内自治体における具体的な脱炭素施策の実装支援。
- 避難施設等への再エネ・蓄電池の導入について、第一次国土強靱化実施中期計画に位置付け、2035年度までに追加で3,000箇所を導入すべく取組を加速。
- 地方公共団体への専門人材派遣プールを拡充するとともに人材マッチングを強化する。
- 太陽光発電の導入に関する理解を広げ、加速度的に導入を進めるため、関係省庁において、地方公共団体向け会議等にて、施設ごとの訴求ポイントを踏まえた導入の呼び掛けを行う。
- ペロブスカイト太陽電池の導入支援による導入モデル構築、需要創出。（国費による支援（令和7年度では計4件を採択）、地方財政措置）

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実なPDCAの下で取組を推進。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
 - ✓ **2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**
 - 建築物の建築
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**
- ※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/LED
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く

- 電力調達
 - ✓ **2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**

- GX製品
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**
- ※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
 - ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
 - ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

政府保有施設における太陽光発電の追加導入状況（設備容量）

府省庁名	太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み (kW)					導入ポテンシャル (設備容量)	2030年度 導入目標 (B) (設備容量) ()は導入ポテンシャルの 50%を超えて導入済み の設備容量	導入目標に 対する導入割合 (A÷B×100)
	2022年度の 導入実績	2023年度の 導入実績	2024年度の 導入実績	2025年度 新規導入実績・ 導入見込み	2022～2025年度 の導入実績・ 導入見込み (A)			
	(単年度)	(単年度)	(単年度)	(単年度)				
内閣官房・内閣府	0	105	30	0	135	-	-	-
内閣官房	0	0	0	0	0	476	(209)	(※1)
内閣府	0	105	30	0	135	566	48	281.3%
内閣法制局	-	0	-	-	-	-	-	-
人事院	0	0	0	0	0	252	126	0.0%
宮内庁	21	0	0	0	21	1,343	512	4.1%
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	30	0	0	0	30	3,056	1,231	2.4%
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども家庭庁	-	0	0	0	0	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省 (※2)	0	0	0	0	0	103	(40)	(※1)
法務省 (※4)	361	55	65	0	481	26,389	9,257	5.2%
外務省	0	0	0	0	0	440	60	0.0%
財務省	121	66	19	18	224	36,473	15,027	1.5%
文部科学省	0	0	0	0	0	82	(41)	(※1)
厚生労働省	10	25	35	86	156	38,182	17,163	0.9%
農林水産省	0	0	5	35	40	8,366	4,072	1.0%
経済産業省	0	0	0	0	0	470	(30)	(※1)
国土交通省 (※5)	60	106	140	155	461	22,200	8,800	5.2%
環境省	11	18	4	56	88	4,782	1,376	6.4%
防衛省	0	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)
会計検査院	0	0	0	0	0	50	(25)	(※1)
政府全体	614	375 (※3)	297 (※3)	350 (※3)	1,636 (※3)	143,229 (※3)	57,671 (※3)	2.8% (※3)

・建築物、敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

(※1) : 2021年度実績で導入ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。

(※2) : 総務省は、2021年度実績で導入ポテンシャルの50%を超えて導入済だが、2030年度までに、残りの導入ポテンシャルに相当する12.2kW導入（累積で103kW）することを目標設定している。

(※3) : 防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※4) : 法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。

(※5) : 国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFUI調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている

政府保有施設における太陽光発電の導入状況（件数）



府省庁名	太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み（件）					導入実績（A） （件数）	導入ポテンシャル （件数）	2030年度 導入目標（B） （件数）	導入目標に 対する導入割合 （A÷B×100）
	2021年度までの 導入実績	2022年度の 導入実績	2023年度の 導入実績	2024年度の 導入実績	2025年度 新規導入実績・ 導入見込み				
	（累積）	（単年度）	（単年度）	（単年度）	（単年度）				
内閣官房・内閣府	13	0	3	2	0	18	24	13	138.5%
内閣官房	3	0	0	0	0	3	5	3	100.0%
内閣府	10	0	3	2	0	15	19	10	150.0%
内閣法制局	-	-	-	-	-	0	-	-	-
人事院	0	0	0	0	0	0	2	1	0.0%
宮内庁	11	2	0	0	0	13	31	16	81.3%
公正取引委員会	-	-	-	-	-	0	-	-	-
警察庁	17	1	0	0	0	18	48	24	75.0%
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	0	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	0	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
こども家庭庁	-	-	0	0	0	0	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	0	-	-	-
総務省	4	0	0	0	0	4	5	5	80.0%
法務省（※2）	178	6	3	5	0	192	569	285	67.4%
外務省	6	0	0	0	0	6	7	4	150.0%
財務省	241	2	6	3	4	256	1,329	665	38.5%
文部科学省	1	0	0	0	0	1	1	1	100.0%
厚生労働省	123	2	3	4	5	137	1,104	552	24.8%
農林水産省	11	0	0	1	3	15	242	121	12.4%
経済産業省	4	0	0	0	0	4	6	3	133.3%
国土交通省（※3）	179	1	10	5	4	199	880	440	45.2%
環境省	110	2	2	0	7	121	260	130	93.1%
防衛省	15	0	（※1）	（※1）	（※1）	（※1）	（※1）	（※1）	（※1）
会計検査院	2	0	0	0	0	2	2	1	200.0%
政府全体	915	16	27（※1）	20（※1）	23（※1）	986（※1）	4,510（※1）	2,261（※1）	43.6%（※1）

・建築物、敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

（※1）：防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

（※2）：法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。

（※3）：国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている。

地方公共団体保有施設における太陽光発電の導入状況



	設備容量ベース（令和4年度以降に追加的に導入された実績）			【参考値】設置件数ベース（これまでの全ての実績）		
	令和4～6年度の実績 + 令和7年度に導入済・導入見込み	導入目標（※1）	導入割合	令和3年度までの実績 + 令和4～6年度の実績 + 令和7年度に導入済・導入見込み	設置可能な建築物等の 合計値×50%（※2）	導入割合
	(kW) 【①】	(kW) 【②】	(%) 【③=①/②】	(件) 【④】	(件) 【⑤】	(%) 【⑥=④/⑤】
市民文化系施設	13,436	192,000	7.0%	1,482	4,614	32.1%
社会教育系施設	17,309	285,000	6.1%	2,351	6,113	38.5%
社会体育施設	10,039	327,000	3.1%	775	3,382	22.9%
幼稚園施設	770	47,000	1.6%	302	1,207	25.0%
小中学校施設	82,132	1,331,000	6.2%	10,124	22,808	44.4%
特別支援学校施設	3,087	56,000	5.5%	350	1,111	31.5%
高等学校施設	11,996	299,000	4.0%	1,155	5,282	21.9%
児童福祉施設	7,496	172,000	4.4%	1,384	5,071	27.3%
社会福祉施設	8,418	139,000	6.1%	827	3,201	25.8%
医療施設	3,720	76,000	4.9%	291	830	35.1%
行政施設	40,545	188,000	21.6%	2,646	4,335	61.0%
消防施設	4,916	61,000	8.1%	1,012	3,674	27.5%
警察施設	2,986	26,000	11.5%	518	1,770	29.3%
公営住宅	11,809	440,000	2.7%	3,712	15,928	23.3%
廃棄物処理施設	8,803	106,000	8.3%	614	1,711	35.9%
水道施設	20,896	107,000	19.5%	856	3,174	27.0%
下水道施設	23,911	160,000	14.9%	349	3,437	10.2%
その他施設	27,935	812,000	3.4%	14,012	21,753	64.4%
地方公共団体施設の 施設種別合計	300,203	4,824,000	6.2%	42,760	109,402	39.1%

※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第2回）（令和6年3月25日）資料2-4より引用。

※2 【政府目標に準じた参考値】として記載した設置件数ベースの値における「設置可能な建築物等の合計値」は、令和5年度施行状況調査により把握した地方公共団体施設の太陽光発電設備の導入ポテンシャル（簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったもの）をもとに推計して算出したもの。

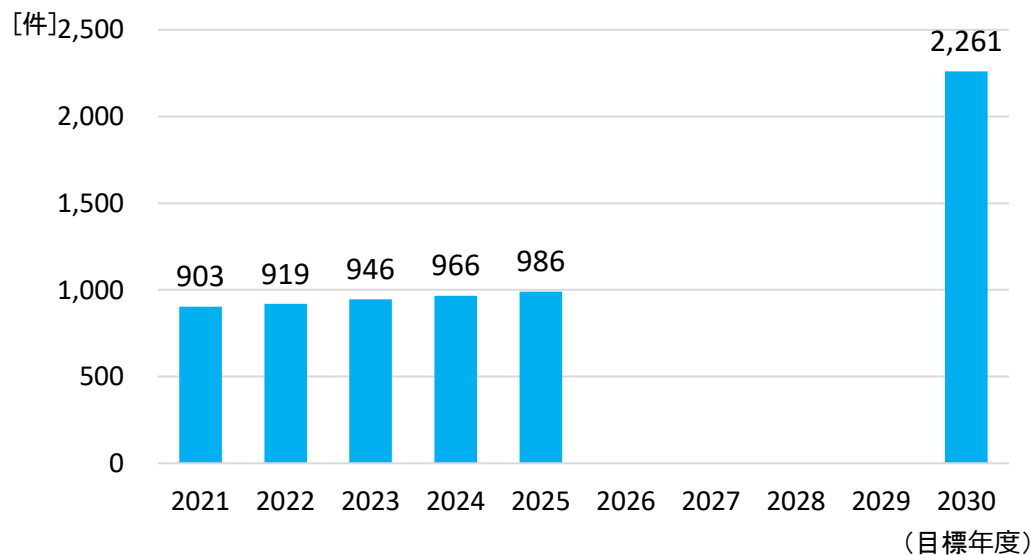
※3 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足上げた場合の数値と一致しない場合がある。

太陽光発電の2030年度目標に対する進捗状況（政府）

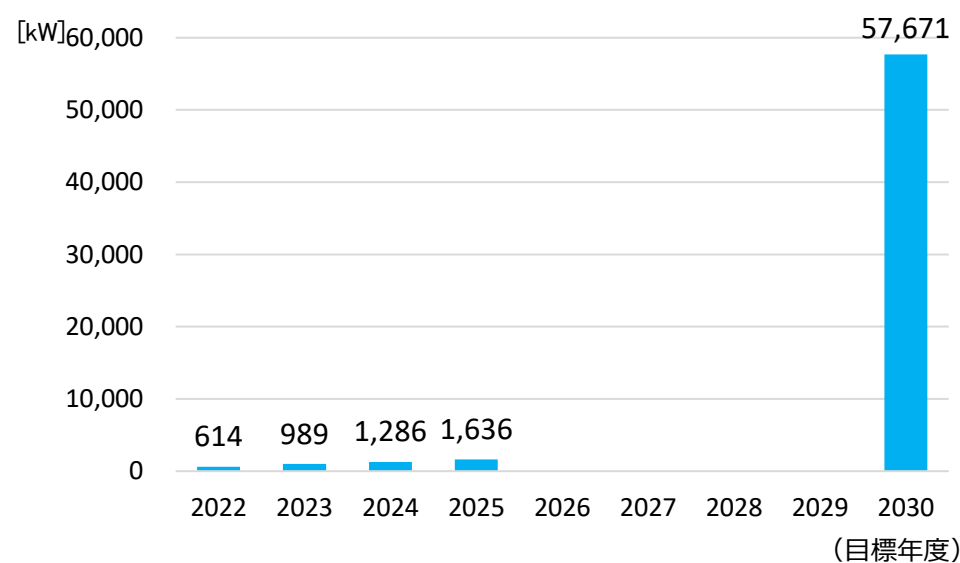
2026.5.11 2026年度中央環境審議会
地球環境部会カーボンニュートラル行動計画
フォローアップ専門委員会（第1回）資料2

- 太陽光発電については、**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、2030年度における件数ベース及び設備容量ベースの導入目標を府省庁ごとに設定**。各府省庁において、導入目標の実現に向けた**工程表や計画等を盛り込んだ太陽光発電整備計画を令和6年4月に策定**（毎年度見直しを実施）。
- 本計画に従って取組を進めており、2025年度までの状況（2025年度は見込みを含む）は以下のとおり。特に、設備容量ベースの進捗については危機的な状況。
 - ・導入目標に対する政府全体の進捗状況は、**件数ベースで43.6%※、設備容量ベースで2.8%**。
 - ※ 2040年度目標に対しては21.9%。
 - ・太陽光発電整備計画において示された今後の導入計画は、**118件（設備容量未定も含む）、796kW**。目標に対して大きく不足しており、継続して設置候補施設の選定が必要。
- 政府が保有する全ての建築物及び敷地について**今後導入可能性のあるポテンシャルを調査したところ、3,619件、120,324kW**であり、これらの活用に向けた取組強化が必要な状況。

導入件数（累積）



設備容量（2022年度以降の累積）



太陽光発電の導入加速化に向けた取組方針（政府）

2026.5.11 2026年度中央環境審議会
地球環境部会カーボンニュートラル行動計画
フォローアップ専門委員会（第1回）資料2



課題

- FU調査の結果、各府省庁からは、**情報集約・整理に多大な労力がかかり導入施設選定や設計に関する検討が進まないことや、耐震改修等の緊急性の高い対応により太陽光発電設備の設計・施工の優先度が低くなり、財源確保が困難**であること等の課題があげられた。
- 太陽光発電の導入加速化に向け、**継続的に導入施設の選定を進めるとともに、各府省庁が抱えるマンパワーや財源不足へ対応することが求められる。**

取組方針

- ①導入施設の選定 ⇒ 構造計算書等の必要な書類の確認、太陽光発電整備計画の継続的な具体化
 - 導入検討に必要となる構造計算書等の**各種書類の保有状況等を踏まえ、候補施設の優先順位付けを行い、太陽光発電整備計画の具体化を継続的に進める。**
 - 環境配慮法基本方針に基づき、建築物の新築に当たっては、**原則として自家消費型の太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を図っていく。**
- ②マンパワー・財源不足への対応 ⇒ PPA方式による導入の確立・水平展開
 - 発電事業者が、施設所有者の屋根を借り受け、導入に向けた詳細設計及び設備の設置・維持管理等の一切を行い、当該設備で発電された電力を特定の単価で施設所有者に販売する**PPA（電力購入契約）方式による導入は、マンパワーや財源に関する課題を解消する有効な手法。**
 - 地方公共団体では有効に活用されており、短期間で一定量の太陽光発電の導入につながっているが、**政府部門では事例がなく、活用にあたっては、その調達手法や契約内容等の整備が必要。**
 - 環境省保有施設において**一定の事業性を担保できるスキームを検討中**。今後、令和8年度を目途に事業化を進め、事前調整や調達・契約等に関するノウハウをとりまとめ、基本モデルとして各府省庁へ展開する。

独立行政法人等における取組状況について



- 政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対して、**政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す**」とされていることを踏まえ、**所管省庁において、独立行政法人等による太陽光発電の導入を進めている。**
- これまでの取組実績は以下の通り。
 - ・**全182団体中、82団体**（うち35団体は政府実行計画に整合していない）**が導入目標を設定**
 - ・これまでの導入実績は、**2022～2025年度で26,912kW**
 - ・各施設単位でのポテンシャル調査の結果、**約43万kWのポテンシャルが存在**（2025年度調査）
- FU調査の結果、独立行政法人等からは、老朽化対策など優先される課題があり**導入費用（設置、維持管理等）が予算化できない、屋上防水や耐荷重などの建築物構造上の制約、建築物の今後の使用年数とのミスマッチ**等の課題があげられた。
- 導入拡大に向け、所管省庁から、**各施設のポテンシャルを踏まえた導入目標の設定を促す**とともに、**支援策等の情報共有や、技術的な助言等を実施する。**

太陽光発電の導入加速化に向けた取組方針（地方公共団体）



課題

- 地方公共団体が公共施設に太陽光発電を導入する際に直面する主な課題として、①**経済性の確保と財源の確保**、②**構造計算書の逸失、建築物の構造面、施設の老朽化等の技術的課題**、③**地方公共団体内部での意識醸成の難しさ**が挙げられる（※）。
※環境省において太陽光発電の導入計画策定を支援した地方公共団体に対する調査等より
- 目標達成状況が危機的であるなか、これらの課題への対応が必要。

取組方針

①経済性の向上

- 公共施設への太陽光発電設備の導入計画の策定支援について、R7補正・R8当初予算において、**民間事業者と地方公共団体が共同で実施する形で推進**（10施設以上の導入・複数地方公共団体への導入も可）。
- 都道府県を核とし、**複数市町村で導入を図るスキーム**の構築と横展開（R8年度環境省委託事業にて群馬県が検討）。
- 避難施設等となる公共施設における太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入補助の実施について、R7補正・R8当初予算において**昨年度より増額して措置**。
- 関係省庁に対しても、引き続き予算の維持・確保を呼びかけ、**地方公共団体における事業実施の実態に応じた導入**に関する財政的支援を促しているところ。PPA手引き等の実務マニュアルも実務実態に応じて更新。

②技術的問題の解消

- **構造計算書が不存在的場合の対応**について、関係府省庁に相談中。
- 建築物の構造、施設の老朽化等の**実態を把握**し、個別に対策を検討。

③導入への機運向上

- R7年度末、例えば防災力の強化など**施設種別の訴求ポイントを踏まえた事例集を新たに作成**。関係省庁と連携し、施設所管部局に対して直接、**太陽光導入のメリット（導入しないことのデメリット）**を伝えていく。
- 地域別の**導入状況の見える化**。

- ◆ 地方公共団体の公共施設に関しては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**2024年度までの導入量は0.189GW**にとどまっており、目標達成に向けた導入の加速化が必要。
- ◆ 本事業では、民間事業者・団体等を補助対象とし、地方公共団体との共同による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、電力需要量、事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することで、地方公共団体の公共施設等における最大限の再エネ設備の導入を図る。
 - 補助上限：1,000万円（対象施設により上限1,500万円）
 - 補助率：1/2

＜太陽光発電設備等の導入フロー＞



＜導入可能性調査の具体例＞

設備設置予定建築物や周辺環境等の確認

のための現地調査

- ・ 調査対象施設の構造や系統接続状況
- ・ 影の影響等の周辺状況
- ・ 設備設置位置の確認 等

電力需要量及び事業採算性等の調査・検討

- ・ 現行の電気設備、電気需要量を加味した検討
- ・ 採算性を確実に確保するための導入方法の検討 等

太陽光発電設備等の導入に向けた実効的な導入計画の作成

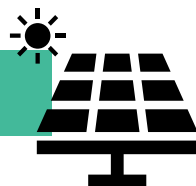
＜公共施設等における再エネ設備の導入事例＞



武道館における太陽光発電設備設置（福知山市）



市庁舎駐車場におけるソーラーカーポート（宮古島市）



自治体が管理する水インフラ施設への太陽光発電の導入

- 環境省では、水インフラ（上下水道施設等）の脱炭素化の取組を促進。令和2～7年度にかけて約1万kWの太陽光発電の導入を支援。

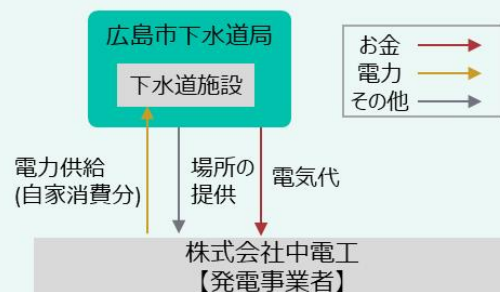
■ 基礎情報

事業者	株式会社中電工
対象施設	広島市西部水資源再生センター
施設能力	日最大307,200m ³ /d
設置場所	西系水処理施設棟上部
事業期間	2026.4～（21年間）
設備容量	[太陽光発電/パワコン] 2,988/1,995kW
発電量	3,556,281kWh/年（見込み）

■ 概要

広島市西部水資源再生センターにオンサイトPPAモデルを活用した太陽光発電設備を導入し、本センターのCO₂排出抑制を図るとともに、先行事例として示すことで、他の市施設や近隣事業者等へCO₂排出抑制対策の効果的な波及を促進し、脱炭素型水インフラシステムの実現に貢献

- 事業スキーム -



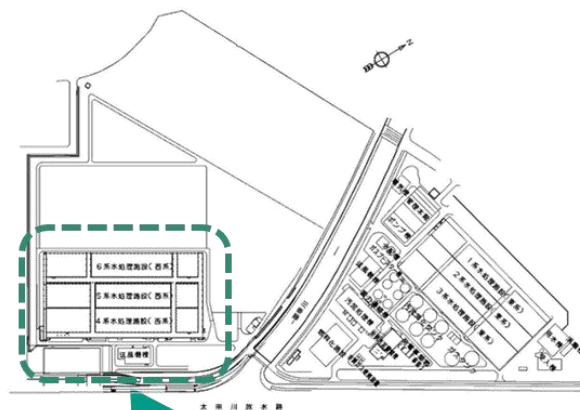
■ 導入効果（見込み）

自家消費率※1	100%
再エネ自給率※2	10.2%
電気代削減額	4,828万円/年
CO ₂ 削減量	1,543t-CO ₂ /年

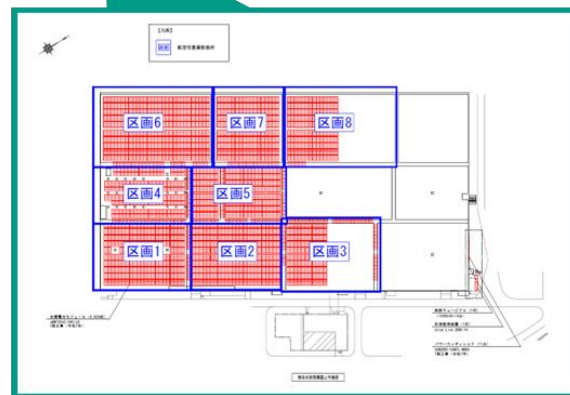
※1 自家消費した電力量/太陽光発電の発電電力量

※2 自家消費した電力量/処理場全体での消費電力量

西部水資源再生センター平面図



- 太陽光発電の設置状況(水処理施設上部)-
<区画1、区画4、区画6>

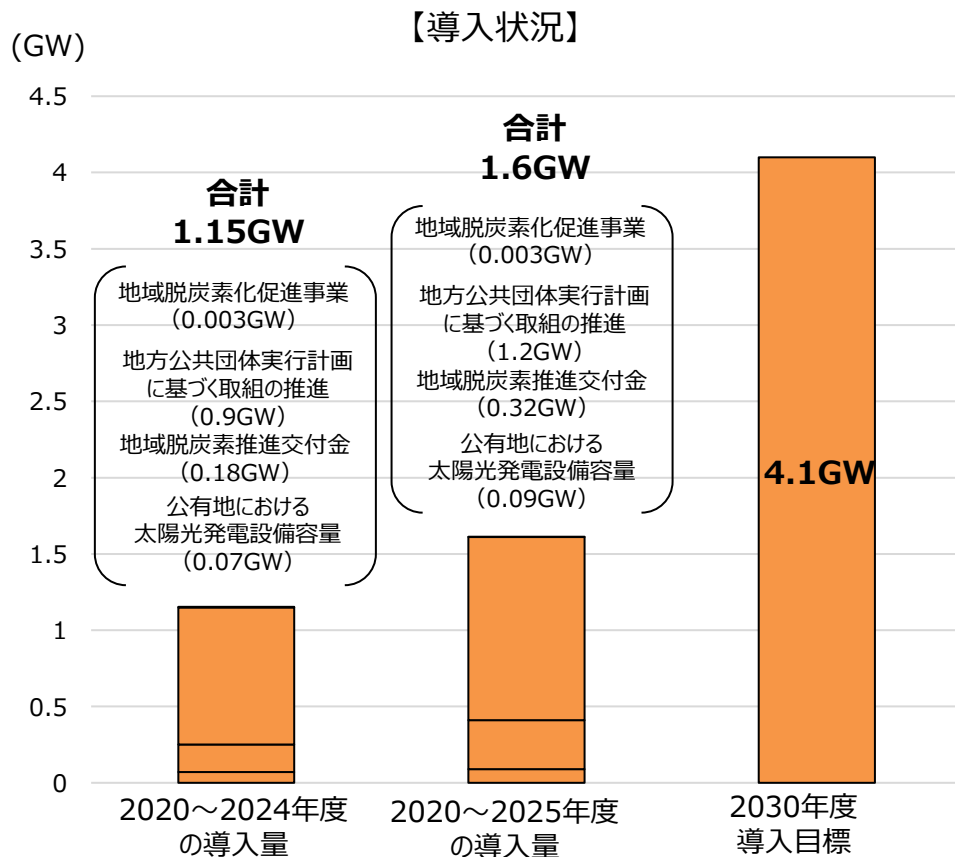


【施策】 地域共生型太陽光発電の導入（4.1GW）

【省庁】 環境省

（注）地域共生型の太陽光発電の関係施策は、
①地域共生型太陽光発電の導入（環境省）（4.1GW）
②地域共生型再エネの導入促進（環境省・農水省）（4.1GW）
である（合計8.2GW）が、このページでは、①をフォローアップ。

【ミックス策定から現在までの取組内容】



※地方公共団体実行計画に基づく取組の推進は、地方公共団体独自の補助金制度による導入を指す。
※民有地のみならず公有地への導入量も計上

【導入量の把握方法】

- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素化推進交付金）交付要綱で規定する実績報告
- 地方公共団体により公表された認定地域脱炭素化促進事業計画等
- 「地域脱炭素の推進に関する状況調査」

【環境省】

- ① **地域脱炭素推進交付金** ※ 採択団体における計画期間全体での導入予定量：1.1GW
 - 民生電力部門を中心に2050年を待つことなく、2030年度までに脱炭素と地域課題解決を同時に実現する**脱炭素先行地域**及び全国で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組**を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**の取組を推進。
 - **脱炭素先行地域づくり事業**で102提案を選定。重点対策加速化事業を170自治体で実施。（0.32GW）
- ② **再エネ促進区域による導入**
 - 2022年度に**地域脱炭素化促進事業制度**が施行。2025年度に**都道府県と市町村が共同で促進区域を設定できることとする等の改正法**が施行。地方環境事務所による**伴走支援、各種技術的支援、ゾーニングに係る財政支援**を実施（太陽光45自治体）。
 - 2026年3月時点で、太陽光に関して78自治体が促進区域設定、認定事業2件（2.6MW）。
- ③ **地方公共団体実行計画に基づく取組の推進**
 - 2021年の地球温暖化対策推進法改正により、都道府県・指定都市等以外の市町村について、**地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を努力義務**とし、**区域施策編の策定事項として、施策目標（再エネ導入目標を含む）を追加**。地方公共団体による区域施策編の策定を後押し。
 - 地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく再エネ導入施策（単独補助金等）の実施を後押し。（地方公共団体の単独補助金等による導入：1.2GW）

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】 脱炭素先行地域等の実現と横展開

- 脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の実現に向けた支援を実施。また、横展開に向け、これまでの実績から得られた実践的・具体的なノウハウを積極的に周知・発信。

【課題②】 促進区域における事業創出

- 地方環境事務所と連携し、自治体の意向を踏まえつつ、**地域脱炭素化促進事業の創出を資源エネルギー庁とともに進める**。
- 住民等の関係者に、再エネ導入がなされる場合にはどのような条件を地域として望むかを聴取し意見交換を行うなど、**地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援**を実施。
- 地域脱炭素化促進事業制度の活用に関する誘導措置やインセンティブ強化等の対応を検討。また、国として案件形成支援の強化を図る。

【課題③】 小規模自治体における財源や人材の不足

- 実行計画の策定支援に加え、**都道府県を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援**する。また、地方公共団体への**専門人材派遣プールを拡充**するとともに地域での人材マッチングを強化する。さらに、優良事例の横展開を進める。

【施策】 地域共生型再エネの導入促進 (4.1GW)

【省庁】 環境省・農林水産省

(注) 地域共生型の太陽光発電の関係施策は、

- ①地域共生型太陽光発電の導入 (環境省) (4.1GW)
- ②地域共生型再エネの導入促進 (環境省・農水省) (4.1GW) である (合計8.2GW) が、このページでは、**②をフォローアップ**。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- 2022年度に**地域脱炭素化促進事業制度**が施行。2025年には、**都道府県が市町村と共同で促進区域を設定できる**よう改正。地方環境事務所による**伴走支援、各種技術的支援、ゾーニングに係る財政支援**を実施。2026年3月時点で、**79自治体が促進区域を設定 (うち、水力：8自治体、バイオマス：8自治体)**
- **地方公共団体実行計画に基づく再エネ導入施策 (単独補助金等) の実施を後押し。(地方公共団体の単独補助金による導入等。太陽光を除く) (0.35GW)**
- **株式会社脱炭素化支援機構 (JICN) による支援 (8件)**

【農林水産省】

- **農山漁村再エネ法を活用し、農山漁村の活性化、地域の活力の向上に資する地域共生型の再エネ導入を促進。2020～2024年度にFIT/FIP認定された導入件数は12件 (うち、太陽光、風力、水力：各1件、バイオマス：9件) (0.14GW)**
- **営農型太陽光発電について、2020～2025年度までの導入件数は1,192件 (資源エネルギー庁調査) (0.07GW)**

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【環境省】

【課題①】地域共生型の再エネ導入の更なる促進

- 以下の取組を通じて、今後更なる地域共生型再エネ (太陽光以外の再エネ種を含む) の導入促進を進める。
 - ✓ **地域脱炭素推進交付金**を通じた再エネ導入 (小水力、バイオマス、地熱)
 - ✓ **地域脱炭素化促進事業制度**の活用推進
 - ✓ **民間金融と連携したファンドの設置等**、脱炭素化支援機構 (JICN) による更なる支援 等
- **営農型太陽光発電について、優良事例の展開と科学的知見の充実。**
- 地方公共団体への**専門人材派遣プールを拡充**するとともに地域での**人材マッチングを強化**する。

【農林水産省】

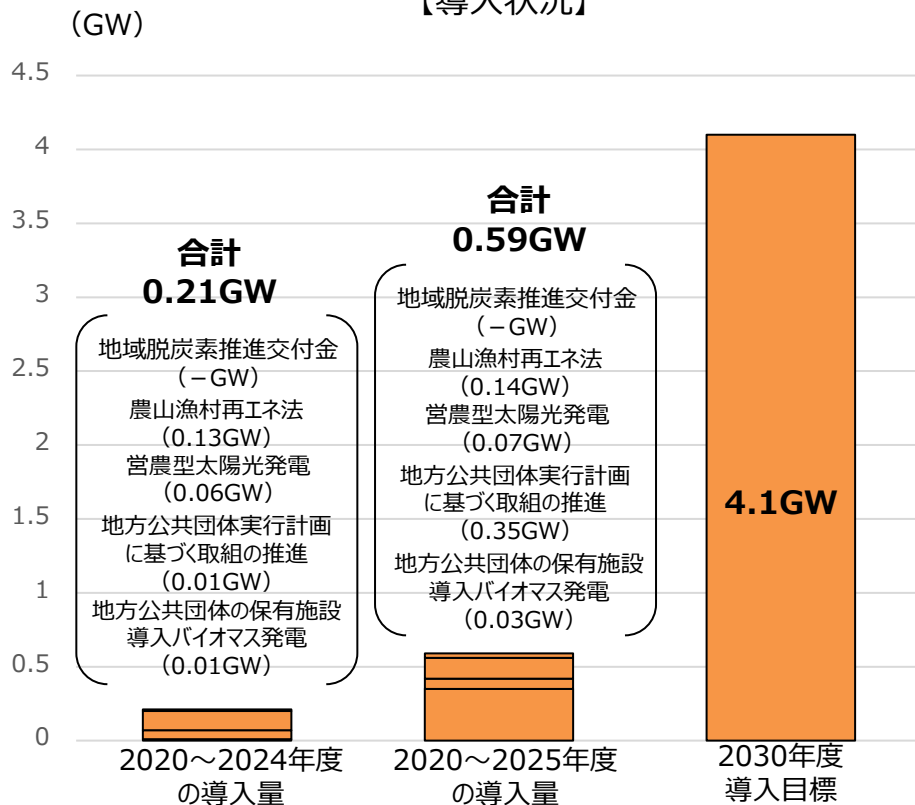
【課題②】農山漁村における地域共生型、地産地消型の再エネ導入の更なる促進

- 農山漁村地域の活性化等に資する再エネの導入のためには、農林漁業者や市町村担当者の地域共生型再エネの取組に対する理解醸成が必要であることから、以下の取組を通じて、農山漁村地域の地域共生型、地産地消型の再エネ導入の更なる促進を図る。
 - ✓ **農林漁業を核とした循環経済地域の構築**の取組支援
 - ✓ 農林漁業者や市町村等からの問合せに係る**ワンストップ**での受け付け
 - ✓ 再エネ導入に関する**専門家による相談対応**
 - ✓ **セミナー、関係者の人材育成等**の開催

【課題③】望ましい営農型太陽光発電の明確化及び不適切な取組への厳格な対応

- 営農に支障が生じるなどの不適切な事例が散見されるなか、**推進すべき望ましい営農型太陽光発電の考え方を明確化し、一時転用許可の条件として位置づける**ことで、適切な導入を図る。

【導入状況】



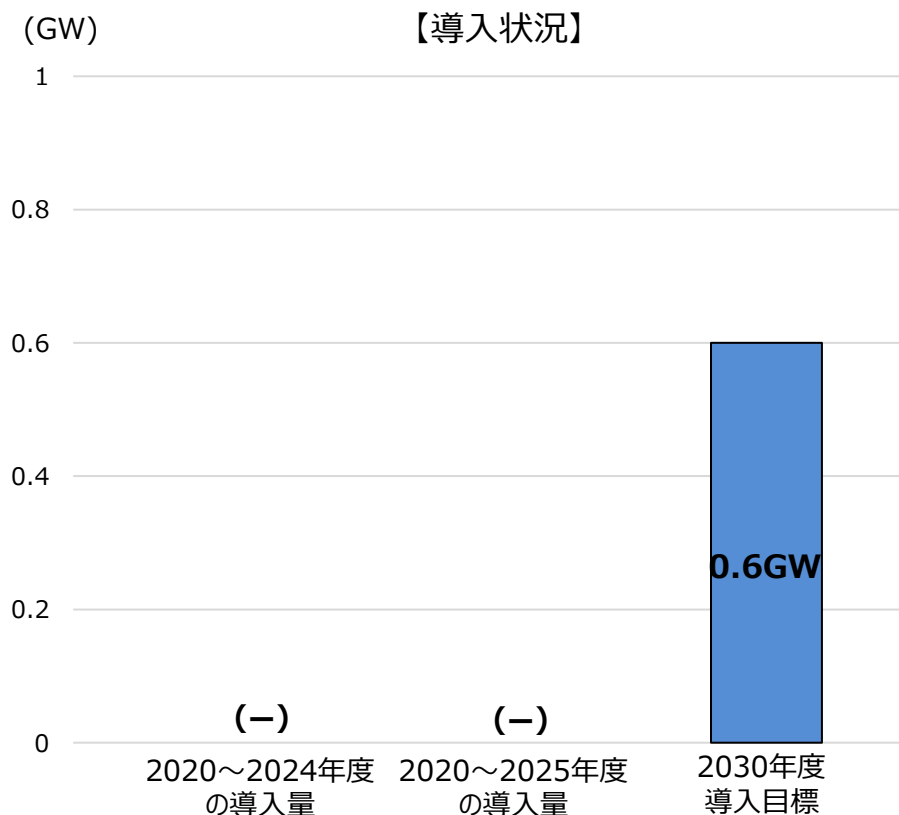
※上記の「2020～2025年の導入量」には、2019年度末時点でFIT認定済の事業を含む。

【導入量の把握方法】

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく導入量 (2020～2024年度) (農林水産省調査)
- 営農型太陽光発電の導入量 (2020～2025年度) (資源エネルギー庁調査)
- 「地域脱炭素の推進に関する状況調査」

【施策】 改正温対法による促進（0.6GW）

【省庁】 環境省



【導入量の把握方法】

- 地方公共団体により公表された認定地域脱炭素化促進事業計画等。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- **2022年度より地域脱炭素化促進事業制度が施行。**制度の利用促進に向け、
- ✓ 地方環境事務所に**地域脱炭素創生室**を設置し、**地方公共団体の伴走支援**を実施。
- ✓ 「**環境アセスメントデータベース**」及び「**再生可能エネルギー情報提供システム**」を通じて、**再エネポテンシャル情報・環境情報を提供**する等、**技術的支援**を実施。
- ✓ 促進区域内の再エネ事業に、**環境省補助事業の採択における加点措置**等を実施。
- ✓ 風力促進区域設定に向け、これまで**35自治体のゾーニングに係る財政支援**を実施。**ゾーニングの結果については、各地方公共団体において公表。**
- 2025年度に**都道府県と市町村が共同で促進区域を設定できることとする等の改正法が施行。**
- 2026年3月時点で、**7自治体（※）が風力促進区域を設定。**令和8年5月に北海道せたな町で**1件事業認定。**

※北海道江差町・北海道せたな町・熊本県球磨村の促進区域における風力発電導入目標の合計は約0.6GW。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】 促進区域設定に係る市町村の負担軽減・広域連携

- 引き続き、地方公共団体による**ゾーニングに対して財政支援・伴走支援**を実施。ゾーニング結果の公表及び促進区域の設定を後押しする。**都道府県の関与強化**を通じて、より**広域での検討**を促し、促進区域設定を加速させる。

【課題②】 促進区域における事業創出

- **地方環境事務所と連携し、自治体の意向を踏まえつつ、地域脱炭素化促進事業の創出を資源エネルギー庁とともに進める。**
- 促進区域内における陸上風力の認定地域脱炭素化促進事業への**固定資産税の特例措置**を通じて、引き続き**認定事業の創出**を後押し。
- 住民等の関係者に、再エネの導入がなされる場合にはどのような条件を地域として望むかを聴取し、意見交換を行うなど、**地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援**を実施。
- 地域脱炭素化促進事業制度の活用に関する誘導措置やインセンティブ強化等の対応を検討。

脱炭素先行地域の選定自治体

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第7回までで、全国45道府県133市町村の**102提案（45道府県85市39町9村）**を選定。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7	
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
26 (79)	20 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)	12 (18)

※選定後に3提案が辞退

- 中国ブロック(12提案、2県15市町村)**
- 鳥取県 鳥取市、米子市・境港市
倉吉市他2町・鳥取県
 - 島根県 松江市、邑南町
 - 岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
 - 広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
 - 山口県 下関市、山口市

- 九州・沖縄ブロック(17提案、4県37市町村)**
- 福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
 - 長崎県 長崎市・長崎県、五島市
 - 熊本県 熊本県・益城町、荒尾市、球磨村、あさぎり町
 - 大分県 大分県・佐伯市他2市、大分市
 - 宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
 - 鹿児島県 日置市、知名町・和泊町
 - 沖縄県 宮古島市、与那原町

- 北海道ブロック(7提案、7市町)**
- 札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

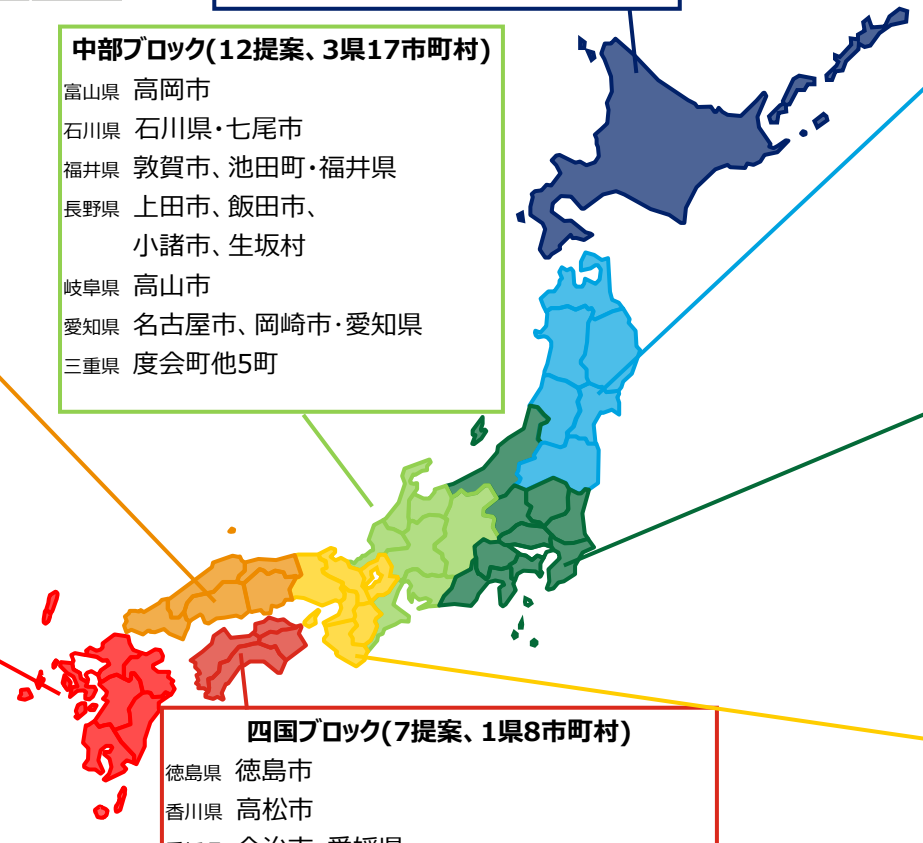
- 中部ブロック(12提案、3県17市町村)**
- 富山県 高岡市
 - 石川県 石川県・七尾市
 - 福井県 敦賀市、池田町・福井県
 - 長野県 上田市、飯田市、小諸市、生坂村
 - 岐阜県 高山市
 - 愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
 - 三重県 度会町他5町

- 四国ブロック(7提案、1県8市町村)**
- 徳島県 徳島市
 - 香川県 高松市
 - 愛媛県 今治市・愛媛県
 - 高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、黒潮町

- 東北ブロック(13提案、5県14市町村)**
- 青森県 中泊町・青森県、佐井村
 - 岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町
 - 宮城県 仙台市、東松島市
 - 秋田県 秋田県・秋田市、大湯村
 - 山形県 米沢市・飯豊町・山形県
 - 福島県 会津若松市・福島県

- 関東ブロック(18提案、1県19市町村)**
- 茨城県 笠間市、つくば市
 - 栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市
 - 群馬県 上野村
 - 埼玉県 さいたま市
 - 千葉県 千葉市、銚子市、市川市、匝瑳市
 - 神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
 - 新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
 - 山梨県 甲斐市
 - 静岡県 静岡市

- 近畿ブロック(13提案、2県13市)**
- 滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
 - 京都府 京都市、福知山市
 - 大阪府 大阪市、堺市
 - 兵庫県 神戸市、尼崎市、豊岡市、加西市、淡路市
 - 奈良県 生駒市
 - 和歌山県 和歌山市・和歌山県



重点対策加速化事業の計画策定状況

- 全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、**170自治体を選定（38府県、103市、29町）**

令和4年度開始	令和5年度開始	令和6年度開始	令和7年度開始
31自治体 (11県、15市、5町)	77自治体 (18県、47市、12町)	40自治体 (6府県、26市、8町)	22自治体 (3県、15市、4町)

中国ブロック(4県、12市町)

鳥取県	鳥取県、南部町
島根県	島根県、出雲市、奥出雲町、美郷町
岡山県	岡山県、津山市、新見市、瀬戸内市
広島県	呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県	山口県

近畿ブロック(5府県15市町)

滋賀県	滋賀県
京都府	京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府	枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市、高石市
兵庫県	兵庫県、芦屋市、加古川市、宝塚市
奈良県	奈良県、奈良市
和歌山県	和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

九州ブロック(7県、16市町)

福岡県	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、八女市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県	佐賀県、鹿島市
長崎県	長崎県、松浦市
熊本県	熊本県、熊本市、荒尾市
大分県	大分県、中津市
宮崎県	宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、南九州市

沖縄奄美ブロック(1市)

沖縄県	糸満市
-----	-----

四国ブロック(4県7市町)

徳島県	徳島県、北島町
香川県	香川県
愛媛県	愛媛県、松山市、新居浜市、西条市、鬼北町
高知県	高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(11市町)

北海道	札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町
-----	---

東北ブロック(5県、14市町)

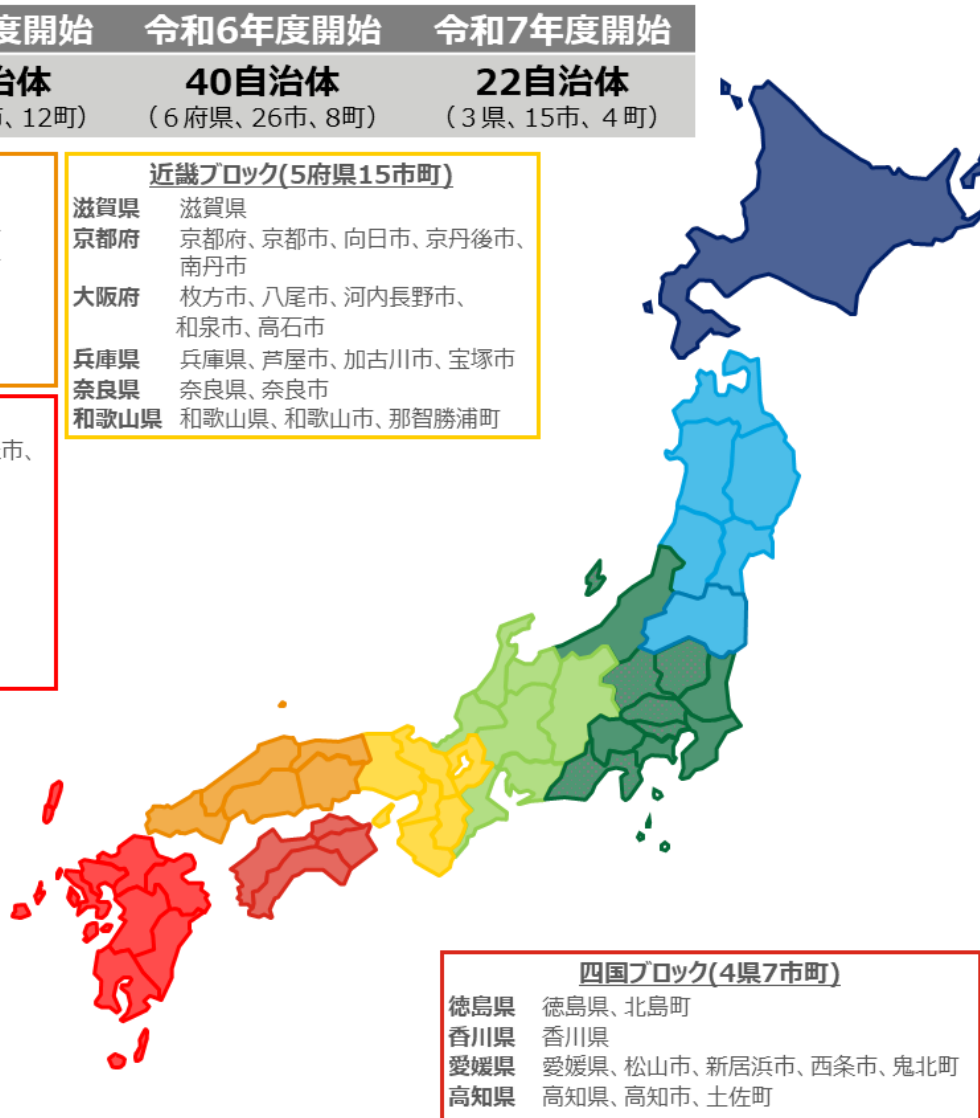
青森県	青森県
岩手県	岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県	宮城県、仙台市、東松島市
秋田県	鹿角市
山形県	山形県、山形市、上山市、長井市、最上町、福島県
福島県	福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県30市町)

茨城県	北茨城市
栃木県	栃木県、小山市、那須塩原市
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、久喜市、白岡市
千葉県	流山市
東京都	多摩市
神奈川県	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県	新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市、南魚沼市
山梨県	山梨県
静岡県	静岡県、近松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、26市町)

富山県	富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県	石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県	福井県、越前市、坂井市
長野県	長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
岐阜県	岐阜県、大垣市、美濃加茂市、山県市
愛知県	愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県	三重県、いなべ市、志摩市



促進区域制度を活用した地域共生型再エネの推進

< 制度 >

- 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・市町村が**地域関係者と合意形成**を図りながら、**自然保護区その他の考慮すべき区域を除外**※1したエリアから**再エネを促進する区域（＝「促進区域」）**を設定※2。同区域内で、**都道府県・市町村の認定**を受けて実施される再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）は、環境アセスの配慮書省略や森林法等のワンストップ手続といった**各種法令における手続の特例の対象**となる。

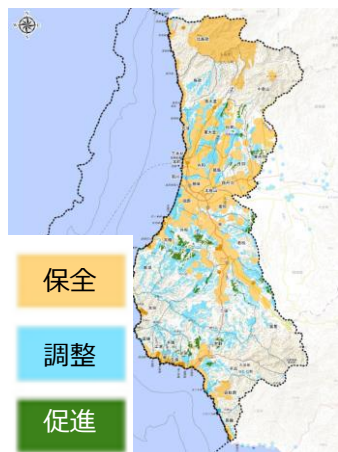
※1 国の基準による除外すべき区域：国立公園特別保護地区、自然環境保全地域、生息地等保護区のうち管理地区 等

都道府県の基準による除外すべき区域の例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊 等

※2 令和7年4月より、都道府県及び市町村が共同して促進区域を定めることができることとした。（以前は市町村単独での設定のみ）

< 今後の取組 >

- 令和3年度より継続して、**自治体による促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組の支援**※3を実施。
※3 地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成に係る費用の3/4（上限2,500万円）を補助。
- 促進区域の設定※4等に向けて、特に**陸上風力発電について、資源エネルギー庁と連携して、地域を特定した伴走支援等の実施**※5や**税制優遇措置を講じる**。
※4 令和8年3月末現在、全国で79市町村（うち、風力は7）が設定済み。
※5 令和7年7月より、大臣官房地域脱炭素推進審議官の下に「再生可能エネルギー促進区域推進室」を設置。
- **道南等の優良事例の創出・展開やマニュアルへの反映**、区域内での事業創出に向けた**理解醸成**等の支援を実施。

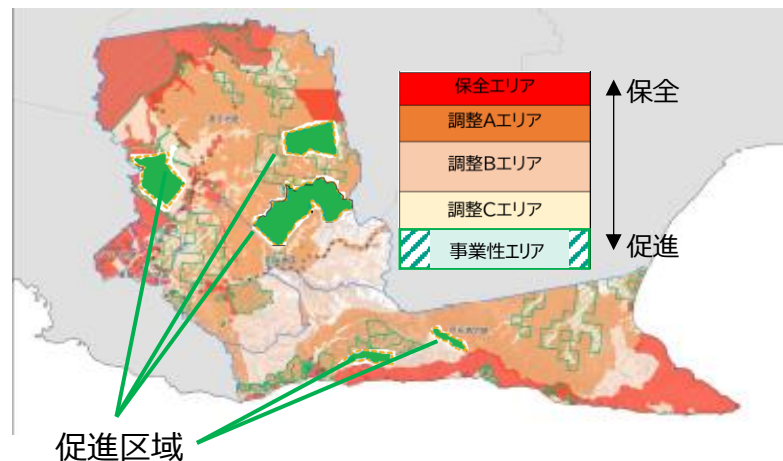


◁陸上風力発電ゾーニングマップ（北海道せたな町）

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ
（令和5年2月 せたな町）

太陽光発電ゾーニングマップ（北海道釧路町）▷

出典：令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）完了実績報告書（令和6年3月 釧路町）



促進区域の設定状況一覧（令和8年3月末時点） 1/4



■ 79市町村が促進区域を設定。

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道 石狩市	○					
	北海道 当別町	○		○		○	○
	北海道 知内町	○	○				
	北海道 八雲町	○					
	北海道 江差町	○	○				
	北海道 せたな町	○	○				
	北海道 美幌町	○					○
	北海道 洞爺湖町	○		○	○		○
	北海道 士幌町	○					
	北海道 鹿追町	○				○	
	北海道 幕別町	○					
	北海道 浦幌町	○					
	北海道 釧路町	○					
	北海道 厚岸町	○				○	
	北海道 羅臼町	○					○
	東北	岩手県 宮古市	○				
岩手県 紫波町		○					
岩手県 洋野町		○					
岩手県 一戸町		○					
秋田県 鹿角市		○					
福島県 浪江町		○	○				

促進区域の設定状況一覧（令和8年3月末時点） 2/4

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
関東	栃木県 宇都宮市	○					
	栃木県 日光市	○		○			○
	栃木県 那須塩原市	○		○		○	○
	埼玉県 さいたま市	○					
	埼玉県 所沢市	○					
	埼玉県 加須市	○					
	埼玉県 入間市	○					
	千葉県 市川市	○					
	千葉県 匝瑳市	○					
	東京都 大島町	○	○		○		○
	神奈川県 鎌倉市	○					
	神奈川県 小田原市	○					
	神奈川県 厚木市	○					
	長野県 箕輪町	○					
	長野県 南箕輪村	○					
	長野県 宮田村	○					
	長野県 飯綱町	○					
北陸	新潟県 長岡市	○					
	新潟県 佐渡市	○		○		○	
	富山県 富山市	○					
	富山県 氷見市	○					
	富山県 小矢部市	○					
	福井県 坂井市	○					

促進区域の設定状況一覧（令和8年3月末時点） 3/4

地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種						
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用	
東海	岐阜県 恵那市	○						
	静岡県 磐田市	○						
	静岡県 函南町	○						
	愛知県 岡崎市	○						
	愛知県 稲沢市	○						
近畿	滋賀県 長浜市	○						
	滋賀県 草津市	○						
	滋賀県 湖南市	○						
	滋賀県 米原市	○						
	京都府 福知山市	○						
	京都府 綾部市	○						
	京都府 亀岡市	○						
	京都府 京丹後市	○						
	兵庫県 加西市	○						
	奈良県 奈良市	○						
	奈良県 田原本町	○						
	和歌山県 日高川町	○						
	中国	島根県 美郷町	○					
		岡山県 瀬戸内市	○					
岡山県 赤磐市		○						
広島県 東広島市		○						
四国	徳島県 阿南市	○						
	愛媛県 松山市	○						
	愛媛県 久万高原町	○		○		○		

促進区域の設定状況一覧（令和8年3月末時点） 4/4



地方	都道府県 市町村名	対象となる再エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
九州	福岡県 福岡市	○					
	福岡県 うきは市	○				○	
	福岡県 篠栗町	○		○			
	福岡県 須恵町	○					
	福岡県 大木町	○					
	佐賀県 唐津市	○	○	○		○	
	熊本県 球磨村		○				○
	鹿児島県 鹿屋市	○					
	鹿児島県 霧島市	○					
	鹿児島県 長島町	○					
	鹿児島県 知名町	○					
計		78	7	8	2	8	8

地域脱炭素化促進事業による導入拡大に向けた取組方針



課題

- 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）について、**自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられ**、とりわけ昨年来、地域との共生が図られた望ましい事業の促進と同時に、不適切な事業に対する厳格な対応も求められてきたところ。**事業者としても、法令順守はさることながら地域の信頼を得られるよう丁寧に対話を重ね事業創出していくことが肝要**とされている。
- 地方公共団体においては、住民感情も踏まえた慎重な判断が求められるところ、地域脱炭素化促進事業制度の活用推進に向けては、引き続き、**促進区域設定に係る理解醸成・負担軽減への支援が必要**である。

取組方針

①地域にとって望ましい再エネ創出の機運向上⇒当該制度を活用した丁寧な事業創出への支援

- 陸上風力について、当該制度を活用した推進体制強化を図るため「**再生可能エネルギー促進区域推進室**」を立ち上げ。とりわけポテンシャルの大きな北海道の複数市町村に対して制度の周知・普及に注力。地方環境事務所とともに、資源エネルギー庁の協力も得ながら、**地方公共団体の意向を丁寧に伺っていき、地域脱炭素化促進事業の構築に向けた必要な調整を行う。**
- ゾーニングを行う地方公共団体に対する財政支援・伴走支援（後述）と並行し、**地域関係者の地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援**を実施。地域の住民等への制度趣旨の説明や、再エネの導入に際して環境保全や地域裨益等を求めることに係る地方公共団体と住民等との対話により地域の方向性を見出すことへの支援を行う。

②地方公共団体の負担軽減への対応等

- 令和3年度より地方公共団体によるゾーニングへの財政支援・伴走支援を実施。また、令和6年温対法改正による**都道府県の関与強化を通じて、より広域での区域設定を促す。**
- **陸上風力の認定地域脱炭素化促進事業への固定資産税の特例措置を創出。**インセンティブの強化については引き続き検討。

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

- 地域共生型の再エネ導入を進めるためには、**地域の側からの「先手」を打った対応が必要**。
- 「先手」としては、**技術的なマップづくりを伴うゾーニング**（補助で支援実施中）と、**地域における理解醸成**との両面から進める必要がある。
- 本事業では、後者に関し、**住民等の関係者に、地域の自然的社会的状況、再エネ導入ポテンシャル、再エネ導入のメリット等を説明するとともに、再エネの導入がなされる場合にはどのような条件を地域として望むか（地域裨益の取組、促進区域の範囲等）を聴取し、意見交換を行う**ことを想定（実際の事業内容は、実施市町村の状況・意向を踏まえて設定）。

【事業内容のイメージ（例）】

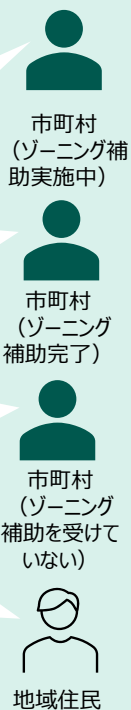
① 既存の課題

補助金を活用してゾーニングマップを作成し始めたが、促進区域設定に向けた住民対応をどうすればいいのか分からない…

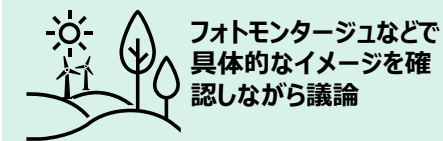
ゾーニングマップが完成し、再エネを積極的に導入できるように促進区域を設定したいが、様々な意見がありなかなか合意形成が進まない…

再エネ事業者から引き合いが来ているが、市域全体のゾーニングまでを行う体力は無い。事業者とのやりとりに当たって住民の意見を整理し、今後に備えたい。

自分の住む地域に再エネ導入を目指している事業者がいるらしい話を聞いたが、昨今報道されているようなトラブルが起きるのではないか。



② 住民との意見交換等を実施【意見交換会】

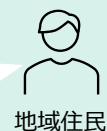


市町村
地球温暖化防止活動推進センター
環境省 等

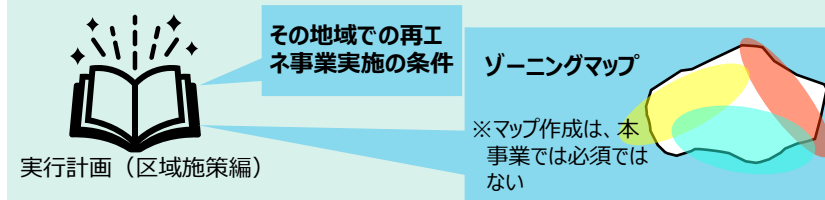
地域の状況、再エネ導入のメリット、促進事業制度の趣旨説明等

地域裨益の取組等
地域住民の意見を聴取

地域裨益をもたらすような再エネ導入であれば、自分たちにとってもメリットとなるかも！

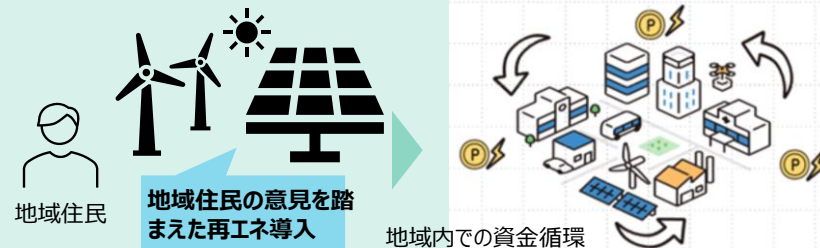


③ 住民等から聴取した意見を、各市町村にて「地方公共団体実行計画」に反映(促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等)



地域としての再エネに関する意思を地域があらかじめ示し、個別の事業における事業者と住民等の摩擦を未然に防ぐ

④ 地域と共生し、地域の課題解決にも資する地域裨益を実現



地域と共生する再エネ優良事例の発信 特設ウェブサイト「Good Echo」



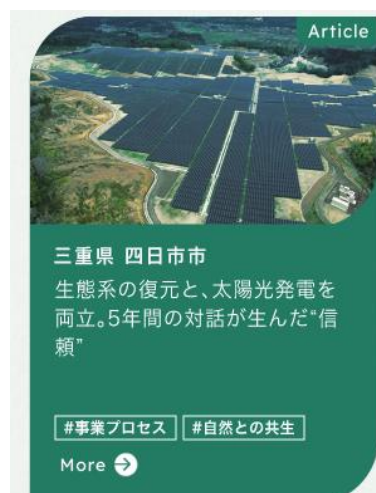
- 再エネ導入に当たっては、**地域との共生や環境への配慮が大前提**。一方で、地域と共生し、地域課題の有力な解決手段として再エネを活用している、**「促進すべき」優良事例も多く存在**。
- 2026年6月、環境省ウェブサイトにおいて、**20の優良事例を分かりやすい動画及び記事にて公開**。
- **各地域の成功モデル**として、地域住民や自治体の皆様に**実践のヒントとして活用**いただくことを想定。



「地域への貢献」の事例 (北海道松前町等)



「自然との共生」の事例 (三重県四日市市等)



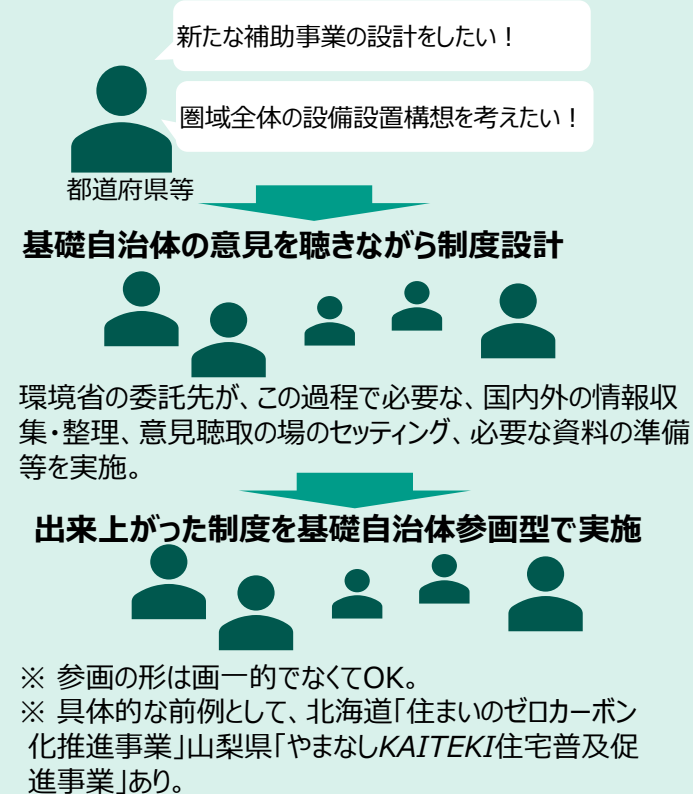
優良事例一覧 (全20件)

発信形態	エリア	電源種
動画	北海道松前町	風力
動画	北海道下川町	バイオマス
動画	北海道白糠町	太陽光
記事	北海道中標津町	太陽光
記事	青森県つがる市	風力
動画	岩手県陸前高田市	太陽光
記事	栃木県那須塩原市	太陽光
記事	群馬県上野村	太陽光
記事	埼玉県所沢市	太陽光
記事	千葉県匝瑳市	太陽光
記事	長野県王滝村	太陽光
動画	岐阜県可児市	太陽光
記事	三重県四日市市	太陽光
動画	京都府宮津市	太陽光
動画	大阪府泉佐野市	太陽光
動画	兵庫県豊岡市	太陽光
動画	岡山県瀬戸内市	太陽光
記事	熊本県合志市	太陽光
動画	熊本県小国町	地熱
記事	大分県杵築市・日出町	風力

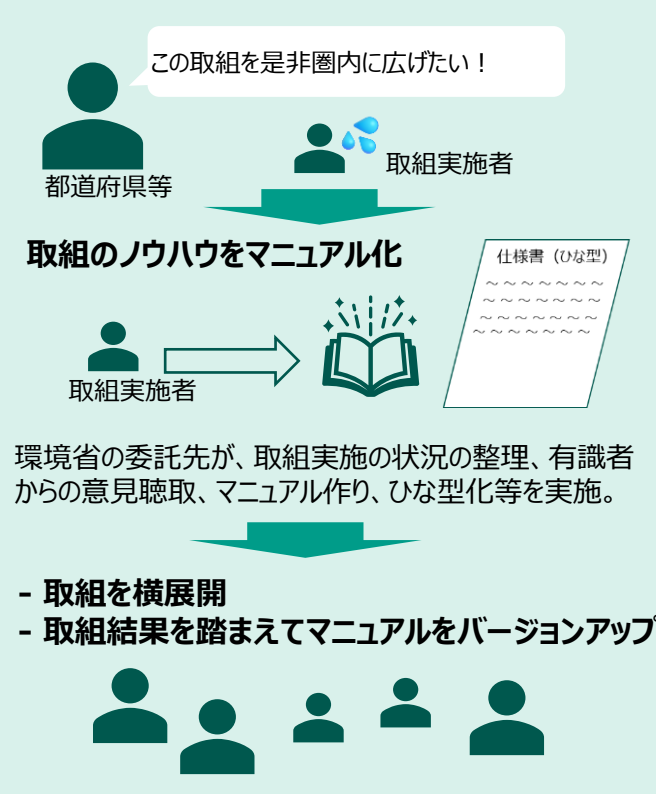
- ❖ 都道府県等が、**基礎自治体による参画**を基本とした、**地域脱炭素施策の検討**や**実施体制の構築**及び**事業の基本的な設計**を行う際に、環境省（委託先）が**都道府県等に対する伴走支援**を実施。
 - ❖ 具体的には、**都道府県等による太陽光発電設備の共同購入・調達**、**ZEB・ZEHに係る都道府県等の独自事業化**、**都道府県等主導の地域エネルギー会社の運営**など、各地の特性に応じた取組に関する施策づくりを実施することを想定。
 - ❖ 類型として、主に以下の3類型（組み合わせ可）を想定。
 - ① 都道府県等の**独自事業の設計**（基礎自治体参画型を基本とする）
 - ② 域内又は自身の取組の**標準化及び横展開**
 - ③ **地域人材・民間団体等との共同**による取組実装
- ※ 1 団体が、予算の範囲内で、同一年度に複数の施策づくりを実施することも可。

【事業内容のイメージ（例）】

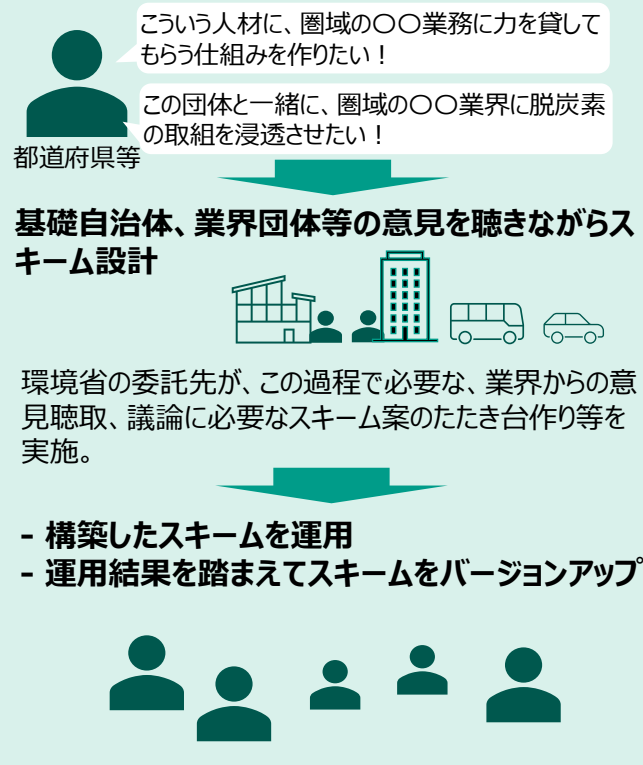
① 都道府県等の独自事業の設計



② 域内又は自身の取組の標準化及び横展開



③ 地域人材・民間団体等との共同による取組実装

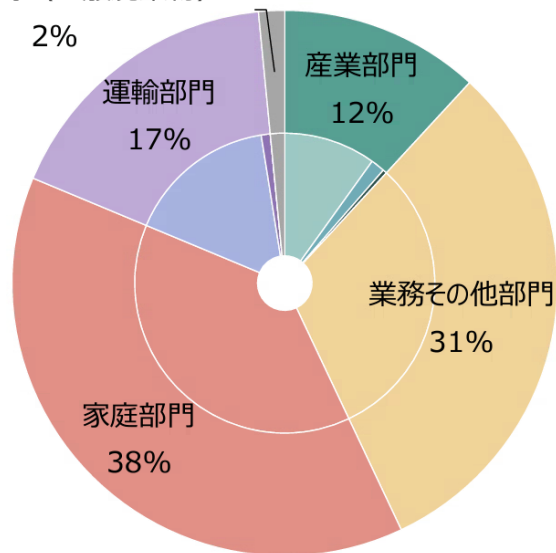


地域脱炭素の推進に向けた基盤情報整備

自治体排出量カルテ

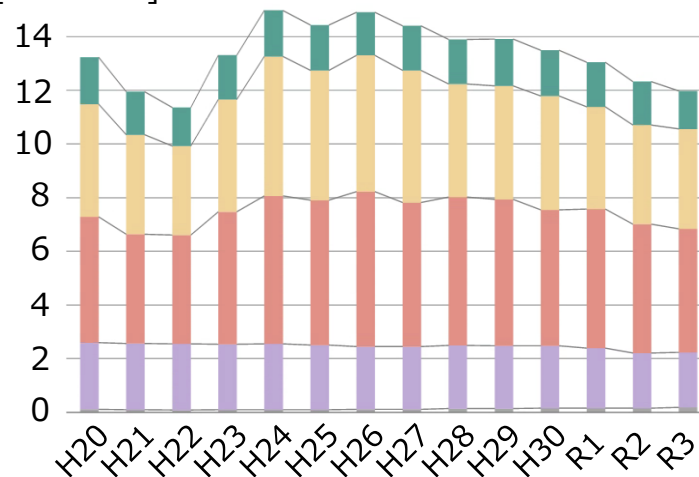
【部門・分野別CO2排出量構成比(R3,札幌市)】

廃棄物分野 (一般廃棄物)



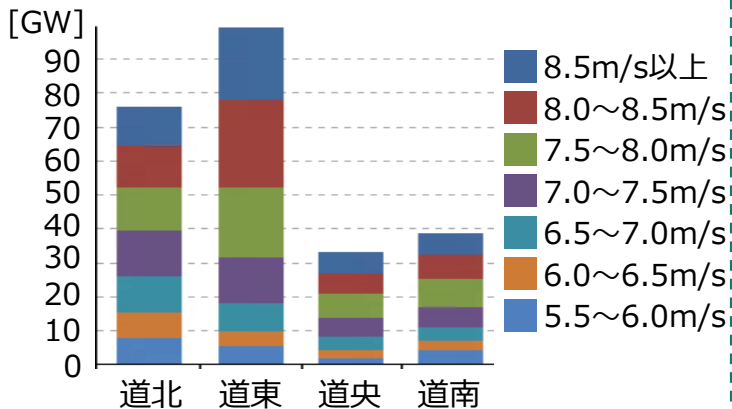
【部門・分野別CO2排出量の推移(札幌市)】

[百万tCO2]

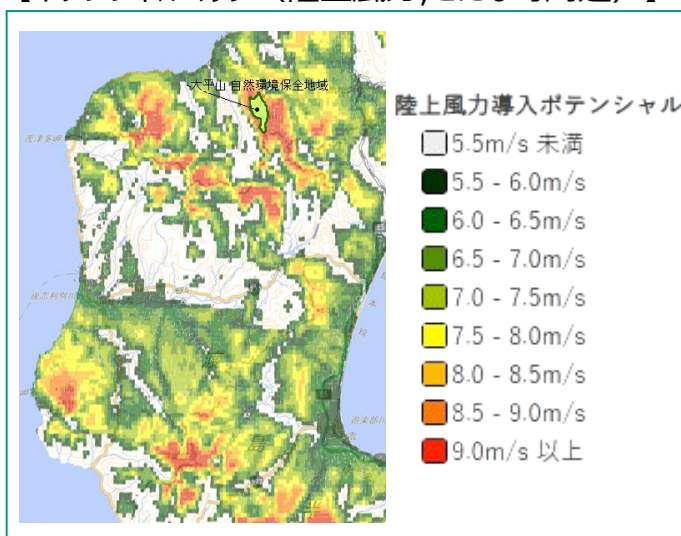


REPOS

【ポテンシャル推計 (陸上風力,北海道)】



【ポテンシャルマップ (陸上風力,せたな町周辺)】

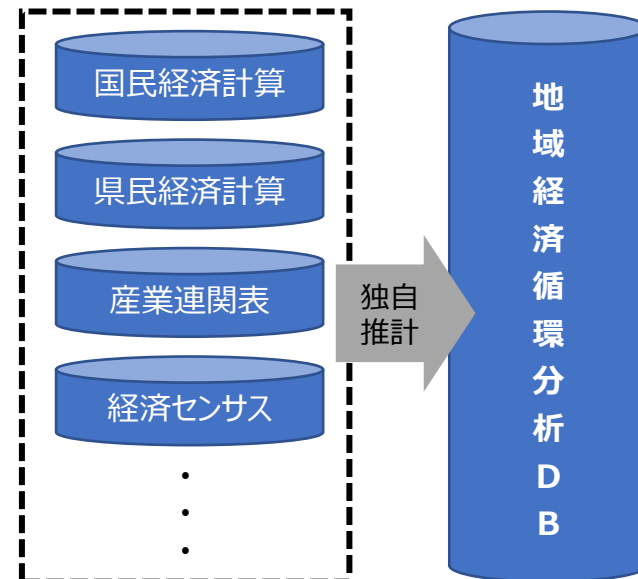


※ 自然公園区域等のレイヤを重ねることで、詳細なマップ作成が可能 (せたな町は対象エリアなし)。

(例) 自然公園区域 (国定公園)

- 特別保護地区
- 第1種特別地域

地域経済循環分析



地域経済循環分析自動作成ツール

- 選択した地域 (市町村等) の所得の流入を「生産」「分配」「支出」の三面から分析することにより、地域経済の強みと弱みを把握することが可能。

経済波及効果分析ツール

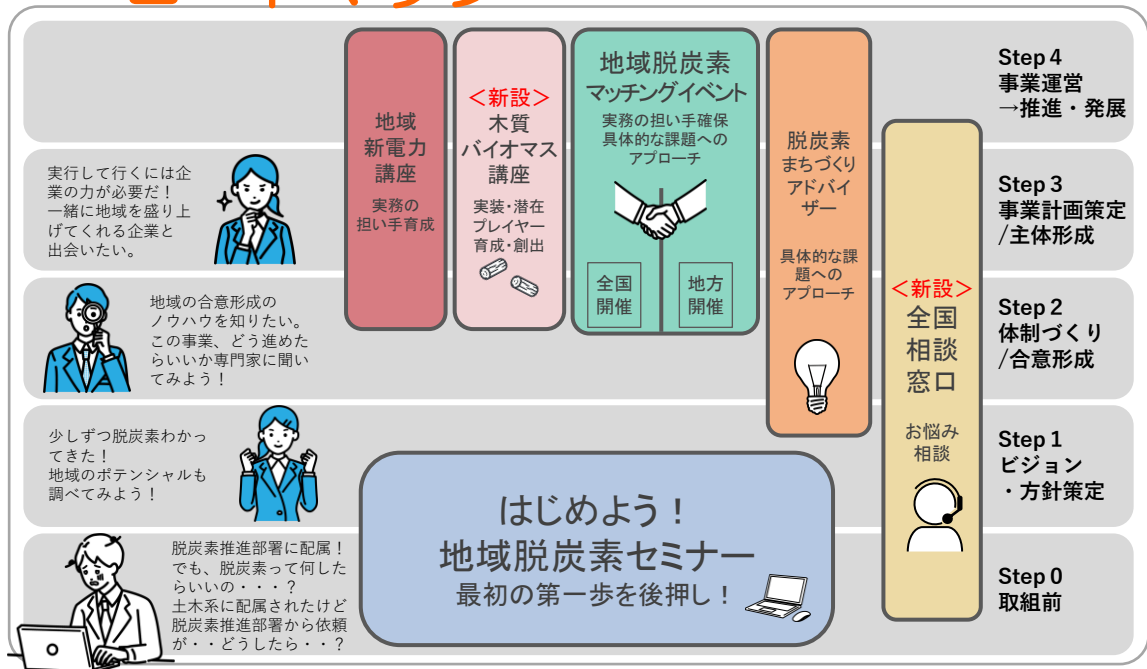
- 再エネ等の導入により、地域にどれだけの経済波及効果が生まれるかシミュレーションすることが可能。
- 異なる施策同士で、もたらす経済波及効果の比較が可能。

※令和7年度に行った事例調査において、事例数775件、うち自治体では442件の活用を確認。

地域脱炭素の推進に向けた中核人材の確保・育成・連携

- 地域脱炭素を推進するため、**地域において主体的に脱炭素に取り組む人材の確保・育成・連携**が必須。
- 中核人材の育成のため、**全国相談窓口、セミナー、マッチングイベント、アドバイザーの派遣**を実施。

脱炭素取組実施の ロードマップ



【全国相談窓口】<新設>

気軽に利用できる相談窓口
課題の整理や施策検討に進めない、どのアドバイザーが適切か分からないなど悩みを抱える自治体に対して助言
直接的な助言だけでなく本質的なニーズ・課題の掘り起こしを助け、次の一手の支援を実施

【脱炭素まちづくりアドバイザー派遣】

地域脱炭素に関する専門的な知見を有するアドバイザー（企業、自治体職員等。R8前期に人数拡充予定）を地方公共団体又は自治体と連携した民間事業者等に派遣

派遣自治体数

R5年度：28

R6年度：71

R7年度：71

<派遣形式>

従来のスポット型と伴走型に加え、都道府県型を創設し、域内の市町村の脱炭素支援に対して助言

【地域脱炭素マッチングイベント】

地域脱炭素に取り組みたい地方公共団体と、脱炭素に関する経験等を有する民間事業者との間でネットワークを構築
R8は地方でも開催(北海道、関東、中国、四国、九州、沖縄)

R4～6年度：のべ69自治体中18自治体（26件）協業決定（1年後時点）

R7年度：参加30自治体中25団体（112件）協業可能性あり（イベント直後時点）

【オンライン連続講座】

セミナーはアーカイブ化によりいつでも視聴可能！

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/seminar/>

地域脱炭素の考え方・ノウハウを自治体等地域人材にインプット

はじめよう！地域脱炭素セミナー：R4～R7で延べ11,000人以上参加

地域新電力講座：R4～R7で延べ2,200人以上参加

地域の脱炭素化に向けた主な自治体支援（令和8年度予算）

国庫補助

■ 地域脱炭素推進交付金

【R7年度予算 385億円+R6年度補正予算 365億円】

→脱炭素と地域課題解決を同時実現する「**脱炭素先行地域**」等のモデル構築に取り組む自治体を複数年度にわたり支援

先行地域100地域等の実現に向け**必要予算を確保**
脱炭素先行地域・重点対策加速化事業の実現のための支援
(+今後の在り方については改めて検討)

【R8当初 270億円+R7補正 335億円】

■ 地域レジリエンス事業

【R7年度予算 20億円+R6年度補正予算 20億円】
(2025年度までに約1,000箇所)

→防災施設・避難施設等への再エネ・蓄電池等の導入を支援し、
平時の脱炭素化と災害時のレジリエンス強化を同時実現

国土強靱化中期計画に基づく目標達成のため**予算拡充**
2035年度までに**追加3,000箇所**

【R8当初 20億円+R7補正 40億円】

■ 地方公共団体による脱炭素計画作成支援

→自治体による再エネ導入等の脱炭素化に向けた**脱炭素計画作成**
支援や**人材育成支援**等を実施

具体施策の検討・実施支援へ転換（「宣言から実行へ」）

【**新**】地域脱炭素実現に向けた**具体施策実装支援事業**

【R8当初 6.3億円+R7補正 7億円】

地域脱炭素推進交付金を含め、地域・くらしを支える脱炭素分野について、R7年度補正予算とR8年度当初予算案合計で**約3,000億円規模**の予算を計上し、**地域主導の脱炭素の取組を支援**

地方財政措置・財政投融资

■ 脱炭素化推進事業債（地方財政措置）

2022年度～2025年度

900億円/事業費1,000億円

→自治体の**公共施設等の脱炭素化**のための地方財政措置

措置の延長（2026～2030年度）**・拡充**

- ・ペロブスカイト太陽電池の導入に係る補助事業について、一般補助施設整備等事業債の対象に追加
- ・ハイブリッド車を措置対象として追加

■ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）

による**資金供給等**（財政投融资）

R7年度予算 600億円（産業投資+政府保証）

→民間の脱炭素事業に対する官民ファンドによる**出資・債務保証等**

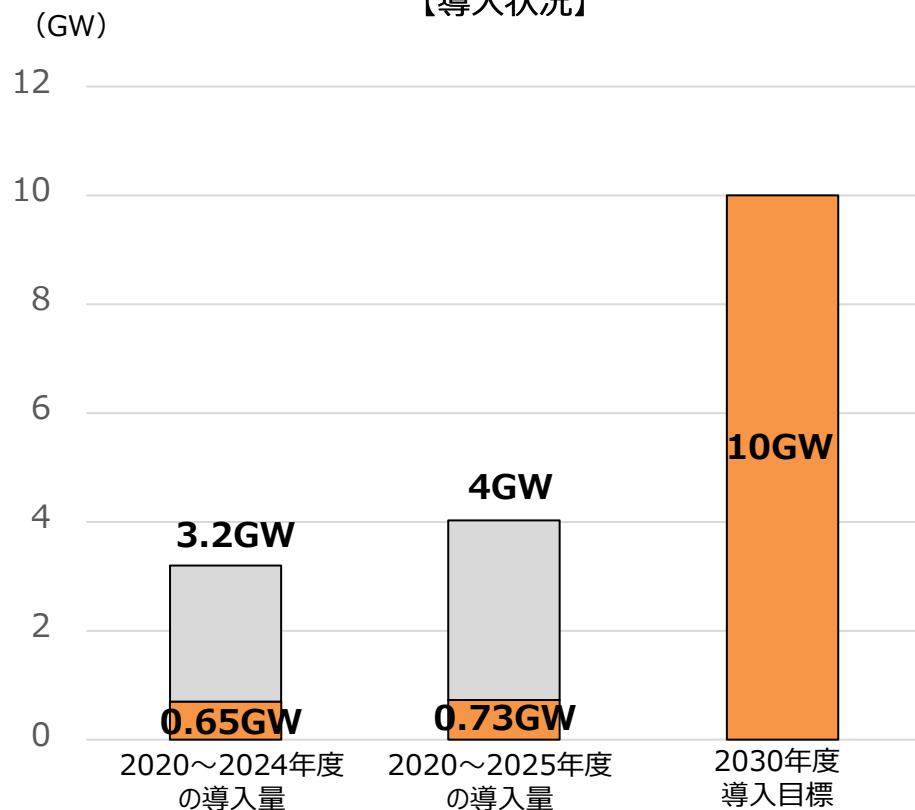
規模拡充

R8年度予算 700億円（産業投資+政府保証）

【施策】 民間企業による自家消費促進（10.0GW）

【省庁】 環境省

【導入状況】



【導入量の把握方法】

- 「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」及び「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」による令和3年度から令和7年度までの、民間企業による自家消費型太陽光発電設備の導入量は約0.73GW
- テキストマイニングにより、非FIT/非FIPの自家消費型太陽光発電の導入量を推計。2020～2025年度で4GW程度と推計。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- 「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」及び「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」を実施し、2021～2025年度までに自家消費型太陽光発電（屋根設置やソーラーカーポート等）約0.7GWの導入を支援。また、営農型太陽光発電等約0.03GWの導入を支援。
- PPAモデル等を活用した自家消費型太陽光を含む再エネ導入促進のための「はじめての再エネ活用ガイド（2022年3月）」を公表すると共に、2021年度より「再エネ導入のためのオンラインセミナー」（延べ参加人数約3,700人）を実施
- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じ、出力制御に対する解決策として、**昼の電力需要創出に向けたモデル実証を実施。**
- 非FIT/非FIPの自家消費型太陽光発電の実態把握に向けた推計を実施。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】自家消費型太陽光発電の導入促進

- 初期費用ゼロ型の太陽光発電設備導入の支援、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備への支援、建築物のZEB化への支援等、**建築物の屋根・壁面等における自家消費型太陽光発電の導入を強力に推進。**
- **情報発信やセミナー等を通じた自家消費型太陽光発電に関する普及啓発。**

【課題②】自家消費量の最大化

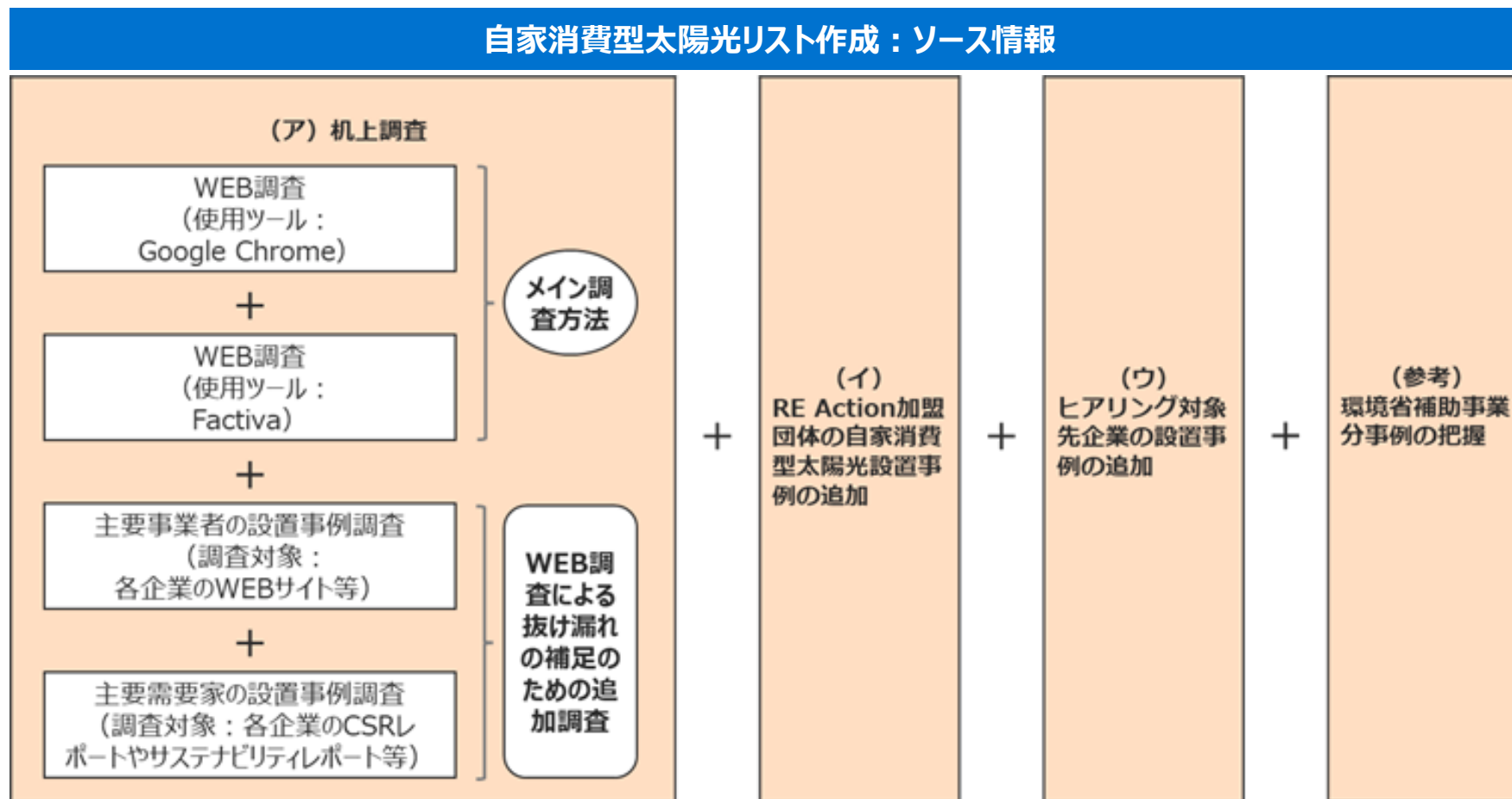
- **補助事業の継続実施**を通じ、**ストレージパリティの実現に向けた蓄電池の更なる価格通減**を推進し、屋根等のポテンシャルを最大限活用した自家消費型太陽光発電の導入を促進。
- デコ活による行動変容を通じ、**昼間の電力需要創出モデルの構築を進める**

【課題③】与信等の事業上の課題の解消

- 規模や与信の観点からPPAモデルの活用が難しい中小企業において、太陽光発電の電力活用を進めるため、**PPA事業が有する課題の解決に資するモデルの創出・水平展開。**

自家消費型太陽光発電導入量の推計（テキストマイニング）

- WEB検索や再エネ100宣言RE Actionからの提供情報、ヒアリング情報等により、自家消費型太陽光発電に該当する事例を抽出することで導入量を推計。
- 2020年度～2025年度の累積の自家消費型太陽光発電の導入量は、**約4.0GWと推計**される。



民間企業等による自家消費型太陽光発電の促進 (令和3年度～令和7年度補助事業の実施結果)

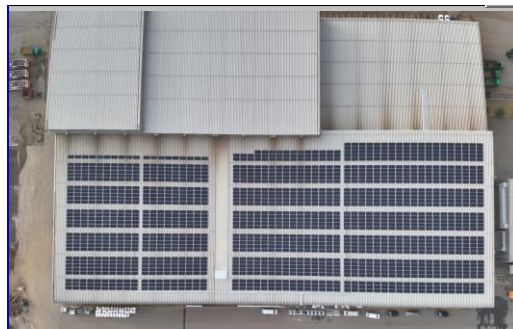
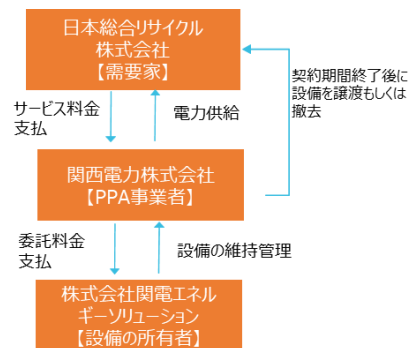
- 民間企業における自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入を加速するため、補助事業を実施。令和3～7年度にかけて、**屋根太陽光、ソーラーカーポート、営農地、ため池等への太陽光発電731MWを支援。**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
屋根太陽光	184MW	175MW	120MW	88MW	51MW	618MW
ソーラーカーポート	8MW	16MW	23MW	14MW	16MW	77MW
営農型・ため池等	2MW	9MW	11MW	3MW	11MW	36MW
合計	194MW	200MW	154MW	105MW	78MW	731MW

■ 屋根太陽光

日本総合リサイクル株式会社

【需要場所】日本総合リサイクル株式会社 本社工場
【発電容量】777.7kW

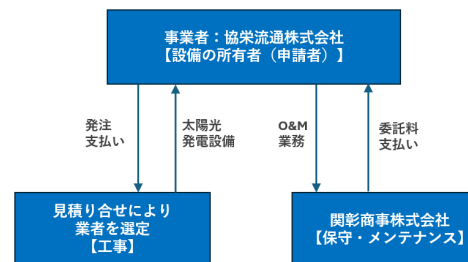


太陽光発電設備と併せて蓄電池と最適制御システムを導入することで、太陽光発電の自家消費量向上によるCO2削減効果の増大や、デマンドカットによる電力コストの低減を目指す。

■ ソーラーカーポート

協栄流通株式会社

【需要場所】印西冷凍集品センター 【発電容量】567kW



屋根置型の太陽光発電設備の導入は既に自社に複数の拠点で進んでいる。一方、カーポート型の太陽光発電設備の導入は、本事業が初めての取組となる。本事業を通じて、カーポート型太陽光発電設備の導入におけるメリットや課題を明確にし、得られた知見を今後の他拠点への展開に活用することを目的とした事業である。



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

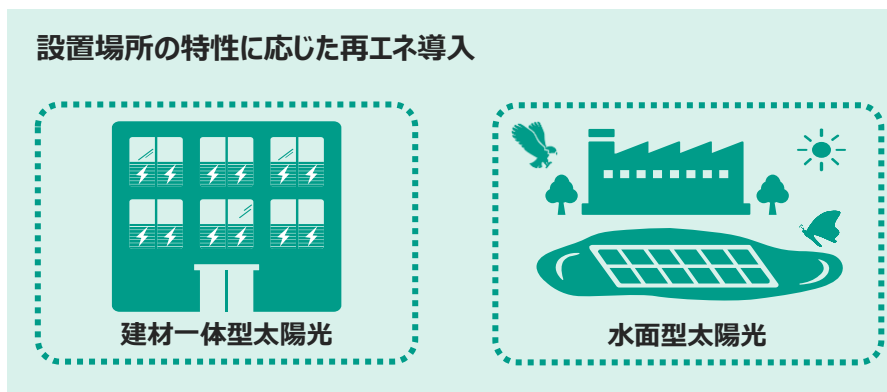
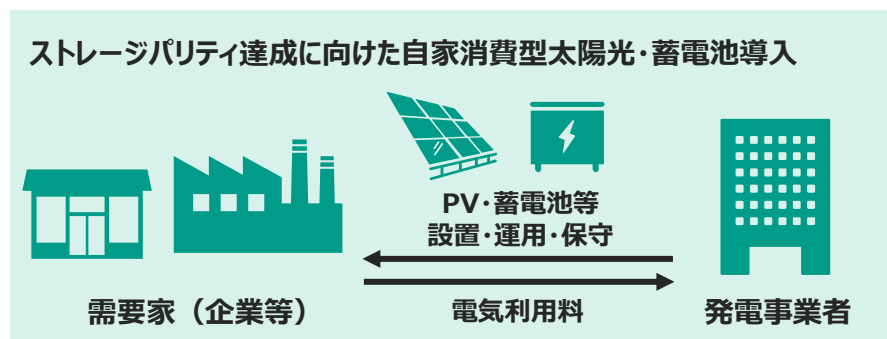
2. 事業内容

- (1) ストレージパリティ※の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
 ※ 太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化推進事業
- (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
- (5) 新手法による電力融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



昼の電力需要創出に向けたモデル実証（デコ活）

- 令和6年度から、再エネ導入拡大により生じる昼の余剰電力の有効活用に向けたモデル実証を実施。令和7年度には、複数機器制御による実証に加え、非金銭的インセンティブを中心とした取組によるDR行動への影響の検証を行うとともに、メディアや気象予報士等を活用した機運醸成を実施。
- 令和8年度も引き続き、実証および機運醸成を進め、DRモデルを構築する。

背景

- 再エネ導入拡大により生じる、昼の余剰電力の有効活用に向けて、行動変容と生活者利益を訴求
- 近年、再生可能エネルギーの導入量増加により、出力制御の対象地域・量が拡大・増加傾向
- 解決策として、昼間の電力需要を創出する「デマンド・リスポンス (DR)」が効果的
- 昼の電力利用への行動変容と、それによる生活者の利益・利便性を訴求

昼の余剰電力を有効活用し、便利・快適・お得な暮らしの実現!

- 再エネの導入拡大が進む一方、出力制御が増加傾向にあり、昼に使用しきれない“余剰な再エネ電力”が発生しています。
- 余剰電力の活用には、機器の制御を含めて、昼の電力需要を創出（電力利用を昼にシフト）することが効果的です。



実証事業の概要

- 「上げDR」を促す取組を実施、昼の電力利用へのシフトに向けた効果や消費者の利益・利便性について検証

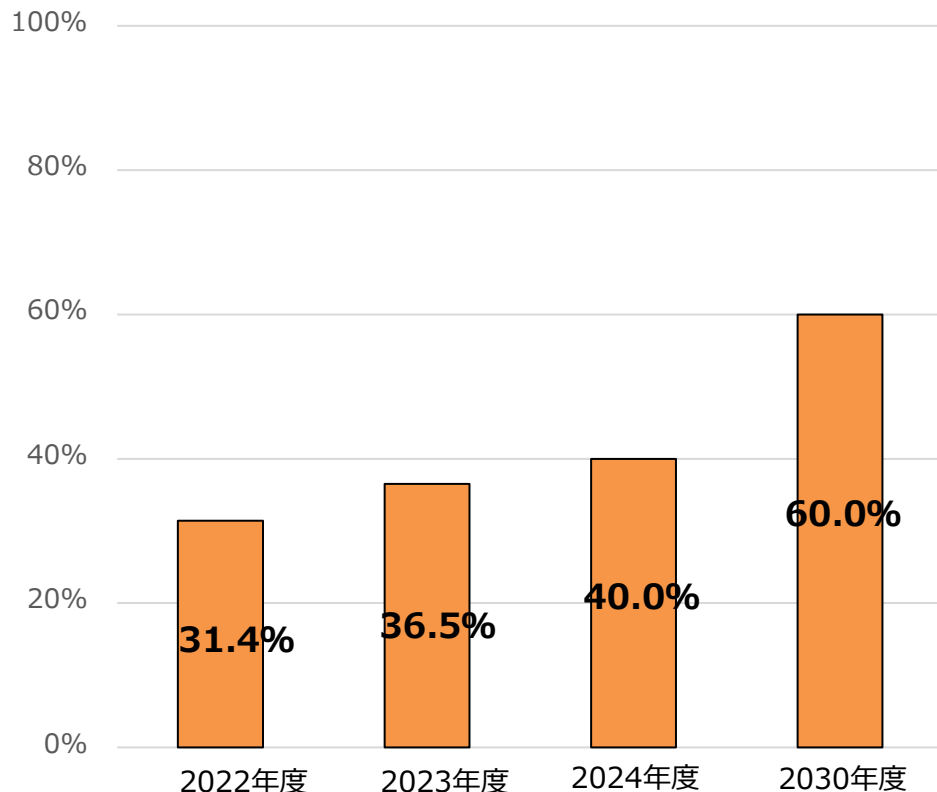
事業者	実証概要
株式会社 L o o p	【行動変容型DR】 ・家電等の機器の保有状況に応じたレコメンドの実施及び毎日のタスク達成度等に基づくランク付与を通じたDR行動への影響の検証。 【機器制御DR】 EV及びエコキュートを保有する利用者を対象に、自動制御を実施し、アプリ上で削減効果の明示
株式会社グッドア ンドカンパニー	【機運醸成に向けたPR】 ・上げDRに関する消費者の認知度を上げるため、ニュースレターを活用したメディアプロモーション、気象予報士を介した情報発信等の実施

【施策】 新築住宅への施策強化（3.5GW）

【省庁】 国土交通省・経済産業省・環境省

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【新築戸建住宅への太陽光発電設備設置率】



【設置率の把握方法】

- 建築物省エネ法に基づくトップランナー報告及び国土交通省による実態調査（抽出調査）の結果・建築着工統計調査に基づく各事業者の設置率を供給シェアで加重平均し算出。

国交省・経産省・環境省で連携し、以下の取組を推進。

【国交省】

- 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の推進。
- 再エネ設備の設置を低炭素建築物の認定要件化、認定低炭素建築物の住宅ローン減税等における優遇。
- 建築物の省エネ性能表示制度の推進。再エネ設備の設置の有無、エネルギー消費性能への効果を表示。
- 戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&Aを策定・公表。
- 戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として太陽光発電設備の設置に係る2027年度までの目標を設定。
- フラット35において、ZEH住宅の金利引下げ。
- 太陽光パネルによる重量増に対応可能な壁量基準等の見直し。
- 太陽光発電設備の業界団体が実施する、建売戸建住宅の供給事業者に向けたPPAモデル等による設置促進に関するセミナーの開催・周知に環境省と共に協力

【経産省】

- FIT制度において、事業用太陽光より高い買取価格を設定。また、投資回収の早期化を図る初期投資支援スキームを採用。
- 自家消費型太陽光導入拡大を目的に「GX ZEH」及び「GX ZEH-M」の定義を創設
- ZEHビルダー/プランナー登録制度に基づく太陽光含むZEHの目標設定、供給実績の評価

【環境省】

- ZEH等への支援を通じた太陽光発電設備の普及促進
- PPAモデル等の初期費用ゼロ型の太陽光発電設備の導入に関する情報提供
- 9割の都道府県が温対法に基づく地方公共団体実行計画において再エネ導入目標を設定。あわせて、一定程度の都道府県が住宅太陽光に係る目標も設定している。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

引き続き、国交省・経産省・環境省で連携し、上記に加え、以下の取組を推進。

【課題①】普及啓発・誘導の加速

- ZEHビルダー/プランナー登録制度におけるGX ZEH（自家消費型太陽光導入）の目標設定・実績の評価、事業者に対する表彰制度の創設 <経産省>
- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の促進等を通じた住宅の脱炭素化に関する情報提供。 <環境省> 【課題②】地域ごとの適性を踏まえた太陽光発電設備の設置
- 自治体との連絡会議を開催し、先行自治体の取組の横展開を図る。 <環境省・国交省>

【課題③】建物の壁面や耐荷重性の低い屋根など、これまで導入が困難であった場所への導入

- 次世代型太陽電池の早期の社会実装に向けて、①量産技術の確立、②生産体制整備、③需要の創出に三位一体で取り組んで行く。 <経産省・環境省>

【課題④】太陽光発電設備の設置に係る初期コストの低減、重量への構造的対応の必要性、安定供給の確保（特に更新時）

- 次世代型太陽電池の早期の社会実装（再掲） <経産省・環境省>



【令和7年度補正予算額 75,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

- 対象（補助額）：新築戸建住宅※1、新築集合住宅※1
 省エネ基準における地域区分1～4：125万円/戸、5～8：110万円/戸
 ※1：補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事中（基礎工事に着手）したものに限る。

- 主な要件：① 断熱等性能等級6以上
 ② 一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）
 ③ 一次エネルギー消費量削減率100%以上（再生エネ等含む）※2
 ④ 高度エネルギーマネジメント（HEMS等）
 ⑤ 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※3 など
 ※2：右の表を参照
 ※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

注) 以下の住宅は、原則対象外とする。
 ・「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
 ・「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 ・「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」に立地する住宅
 ・「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 補助要件(詳細)・補助対象の例

<補助要件(詳細)>

住宅の種類別 (形態・立地を含む)	断熱性能	一次エネ消費量削減率		その他要件	
		省エネのみ	再生エネ含む		
戸建	等級6以上	35%以上	下記以外の地域	100%以上	・高度エネルギーマネジメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要（接続の是非は居住者の判断）
			寒冷地又は低日射地域	75%以上	
			都市部狭小地等又は多雪地域	—	
集合	等級6以上	35%以上	1～3層	75%以上	
			4・5層	50%以上	
			6層以上	—	

<補助対象の例>





戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

(1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

- ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
- ②新築集合住宅のZEH-M化等支援
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
- ③既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

(2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

(3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

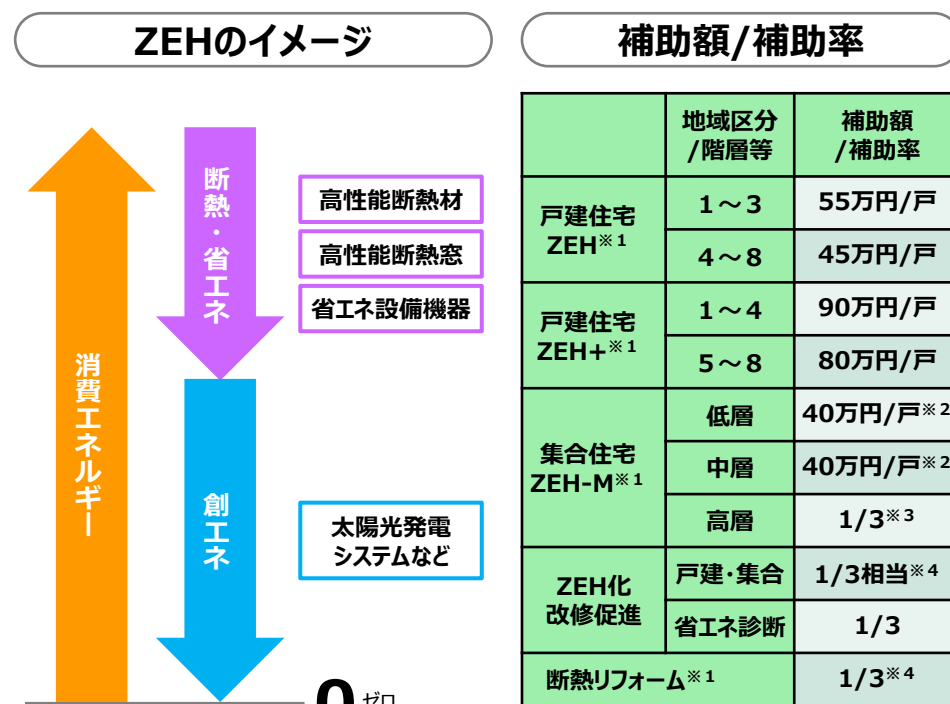
省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

- ※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅
- ※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅
- ※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



- ※1 追加設備等に対する補助あり
- ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
- ※3 過去に採択された案件の継続分に限る
- ※4 補助上限あり

ZEHの普及に向けた情報発信



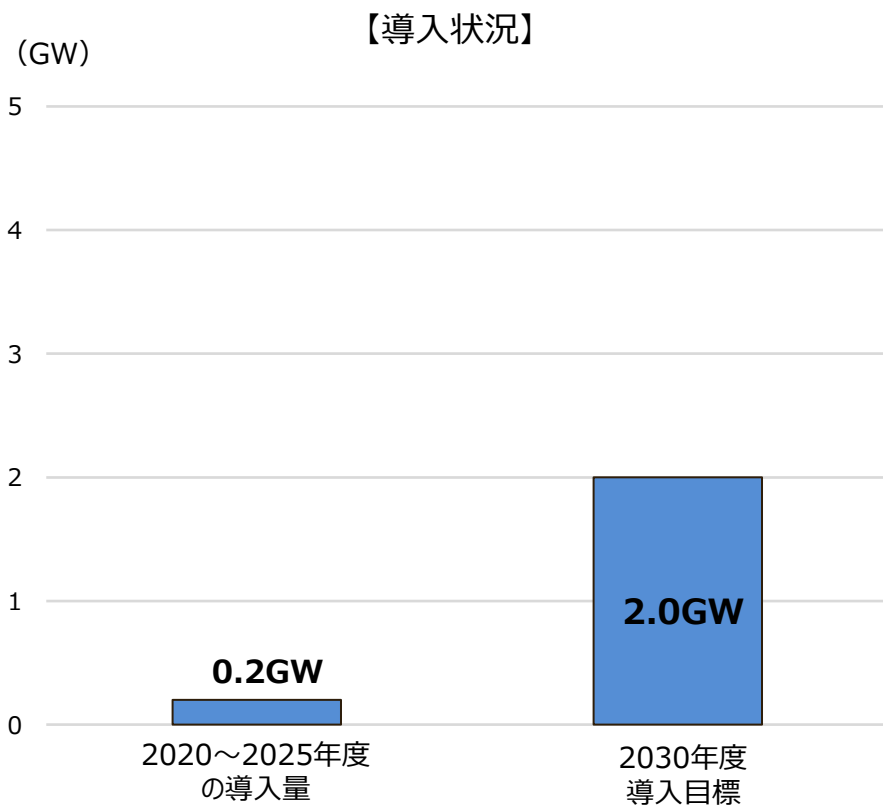
- ZEH、ZEH-Mの普及促進、既存住宅の断熱改修などの有効性を幅広く解説することで、住宅の入手・リフォームを検討する一般消費者、工務店、自治体の関係者の皆様の参考となるポータルサイト（住宅脱炭素NAVI）を開設。
- 高断熱住宅、断熱リフォームのメリットやZEHを普及する際の課題等を説明するとともに、都道府県・市区町村ごとに活用可能な支援策を検索できる検索ページも用意。



<https://policies.env.go.jp/earth/zeh/>

【施策】 環境アセスメントの対象の適正化等（2.0GW）

【省庁】 経済産業省、環境省



【導入量の把握方法】

- 再エネ特措法におけるFIT/FIP認定情報から集計

※環境影響評価法の対象事業の規模を引上げ後（2021年10月31日以降）から2025年度までの間にFIT/FIP認定を受けた事業のうち、発電出力0.75万kW～5万kWの案件は、**68件・2.0GW**。これらのうち、**2020年度～2025年度までに運転開始した案件の導入量は0.2GW**であることから、上記グラフでは「0.2GW」としている。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省・経産省】

- 2021年10月31日に、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令を公布し、環境影響評価法の対象となる風力発電所の第1種事業の規模を「1万kW以上」から「5万kW以上」に、第2種事業の規模を「7,500kW以上1万kW未満」から「3.75万kW以上5万kW未満」に引き上げる措置を実施。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

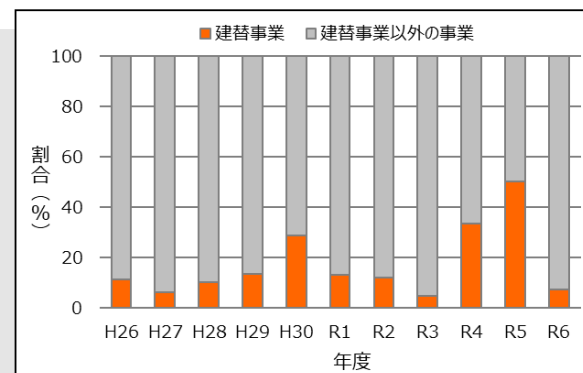
【課題】環境アセスメント対象規模のプロジェクトの、適正な環境配慮と地域との共生を前提とした着実な導入

- 環境アセスメントの着実な実施による環境の保全。
- 環境配慮が確保された陸上風力発電の導入を促進するため、環境影響の懸念が小さい適地へ、事業を立地誘導するための方策を検討。

建替事業を対象としたアセス手続の見直し

背景

- 近年、**工作物を建て替える**環境影響評価対象事業の割合が**増加傾向**。
- 工作物を建て替える事業では、既存の工作物の**環境監視**や**事後調査の結果**を環境配慮に活用可能。
- 一方、通常の配慮書手続では、建替え前後で**工作物の位置**や**規模が大きく変わらない**場合でも、同一の調査手続を実施。



環境影響評価法に基づく手続が完了した事業に占める「建替え」の割合

改正内容

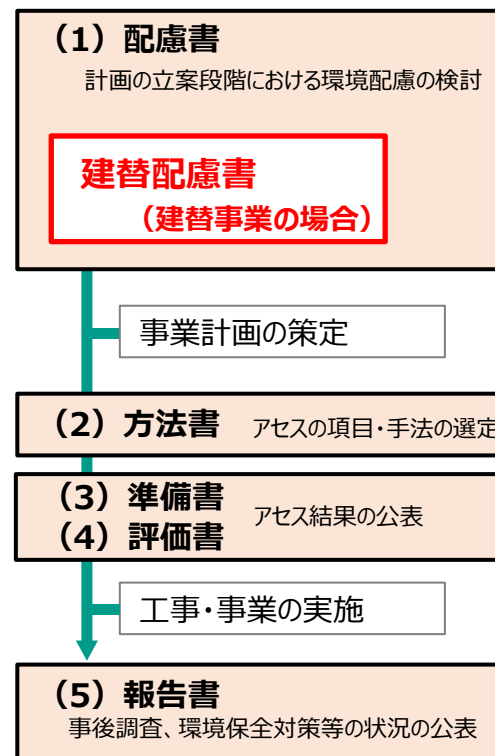
建替事業は、通常の配慮書に代えて「**建替配慮書**」を作成する。

通常の配慮書

事業実施区域の選定のため、**周囲の概況の調査**を要求。

建替配慮書

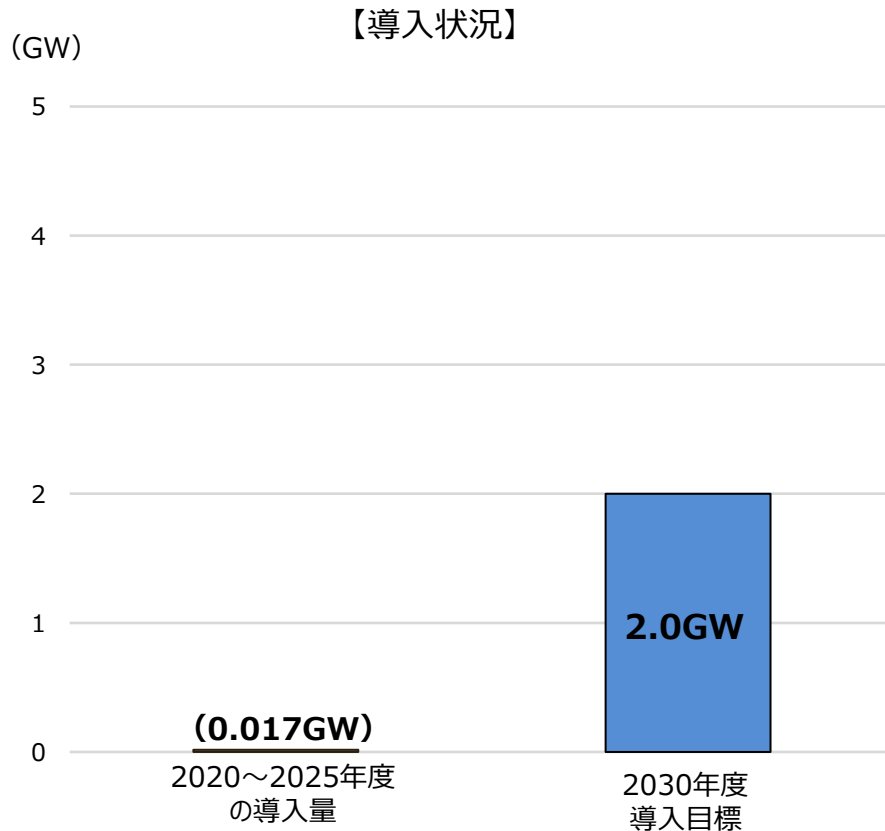
- 事業実施区域の選定に係る**周囲の概況の調査は不要**。
- 新たに、**既存事業による環境影響を調査**した上で、新設工作物の環境配慮をすることを要求。



【施策】 ハンズオンサポートの実施等（海洋再エネ整備法に基づく案件形成と公募の実施）（2.0GW）

【省庁】 経済産業省、国土交通省、環境省

【ミックス策定から現在までの取組内容】



【導入量の把握方法】

- 海洋再エネ整備法に基づく案件のうち、**運転開始済の案件のみ**を計上。
- なお、海洋再エネ整備法の公募における選定事業者の計画のうち、**2030年までに運転開始を計画している案件の出力の合計は、第2ラウンド（1.8GW）及び第3ラウンド（1.1GW）の合計2.9GW。**
※その他、港湾法等に基づき、合計0.5GWのプロジェクトが進行。

【経産省・国交省】

- 「洋上風力産業ビジョン」（2020年、官民協議会）において、政府として**2030年10GW、2040年30~45GWの案件形成目標を設定。**
- 現在、海洋再エネ整備法に基づき、沿岸海域における着床式を中心に、12の促進区域を指定。
- 2022年5月にJOGMEC法を改正し、**JOGMECがセントラル方式の一環として、設備の基本設計に必要な風況や地質構造の調査を実施する業務を追加。**現在、**5区域において調査を実施中。**

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】着実な案件形成

- EEZにおいても**JOGMECによるセントラル調査（風況・海底地盤等）を実施していくとともに、その実施体制の強化**を図る。
- 海洋再エネ整備法に基づき、国による海洋環境等調査を行うこととなった。調査の実施に向け、2025年7月に環境省に洋上風力環境調査室を設置し、具体的な調査項目及び手法の検討を進めている。
- 洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備に取り組む。
- 海洋再エネ整備法に係る改正により、**EEZにおける洋上風力発電設備の設置を可能とする制度を創設。**引き続き、運用ルール等を整備していく。
- 基地港湾を着実に整備するとともに、運用改善を図る。

【課題②】研究開発・実証

- グローバルな課題である、**コストを抑えつつ量産化する技術等の確立に向けて、研究開発・大型風車を用いた実証を実施中。**今後規模を拡張したプロジェクトについても検討を進めるとともに、**欧州を中心とした有志国とグローバルに連携し、規格・国際標準等に関する議論を推進。**

【課題③】人材育成

- 地域における**人材育成拠点の整備を推進。**加えて、**産業界による人材育成枠組を構築し、大学・高専等の教育研究機関と広く連携。**

【課題④】サプライチェーン構築

- 「洋上風力産業ビジョン（第2次）」を策定。国内外から更なる投資を呼び込む魅力的な市場を創出していく。
- 浮体式等洋上風力について、**GXサプライチェーン補助金を活用し、事業者の設備投資を支援。**
- 海外風車メーカーとの官民協力枠組を通じ、**企業間協業の更なる促進**や、中長期的な**国内製造拠点**の形成を視野に入れたサプライチェーン構築について議論・協働。

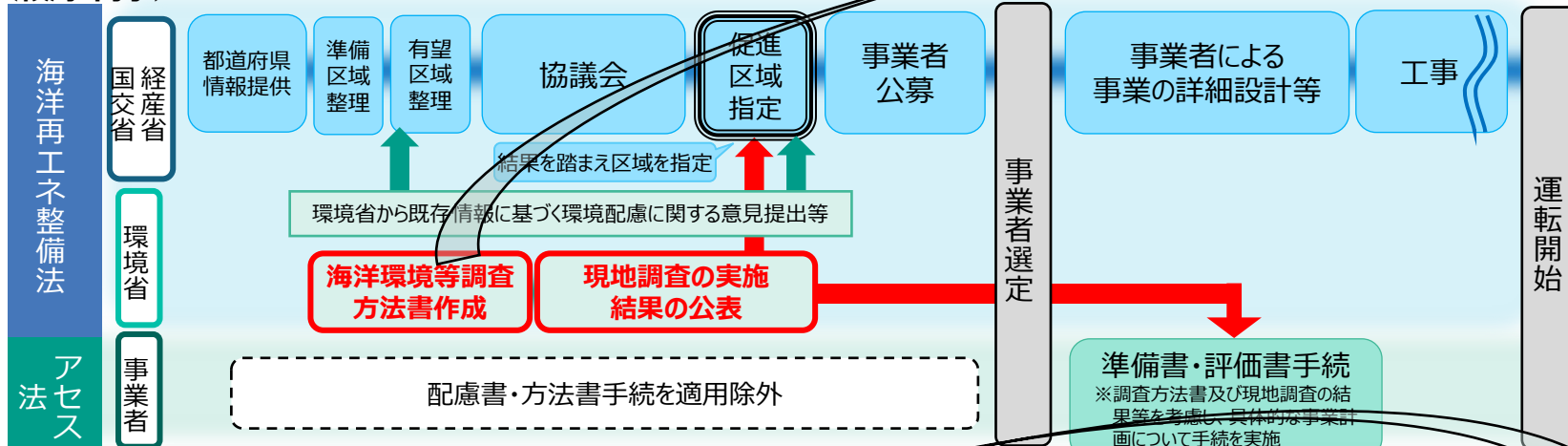
海洋再エネ整備法（旧名称：再エネ海域利用法）に基づき環境省が行う調査について



- ◆ 洋上風力発電に関し、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標※の達成の観点から、令和8年4月に**再エネ海域利用法の一部を改正する法律が施行**。 ※第7次エネルギー基本計画
- ◆ この法改正により、法の適用対象が「領海及び内水」から「排他的経済水域（EEZ）」に拡大されるとともに、促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、**海洋環境等の保全の観点から環境大臣が調査を行うこととされ、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととされた。**

海洋再エネ整備法に基づき環境省が行う事業（赤字部分）

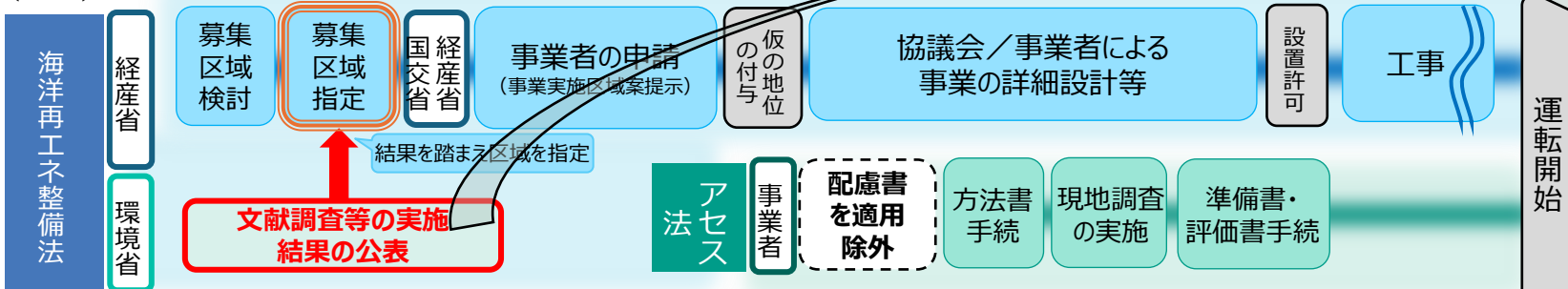
<領海・内水>



◆ 海洋環境等調査方法書に記載する事項（下線部分：法第11条より抜粋）

1. 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況
2. 海洋環境等調査に係る海洋再生エネルギー源
3. 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由
4. その他環境省令で定める事項

<EEZ>

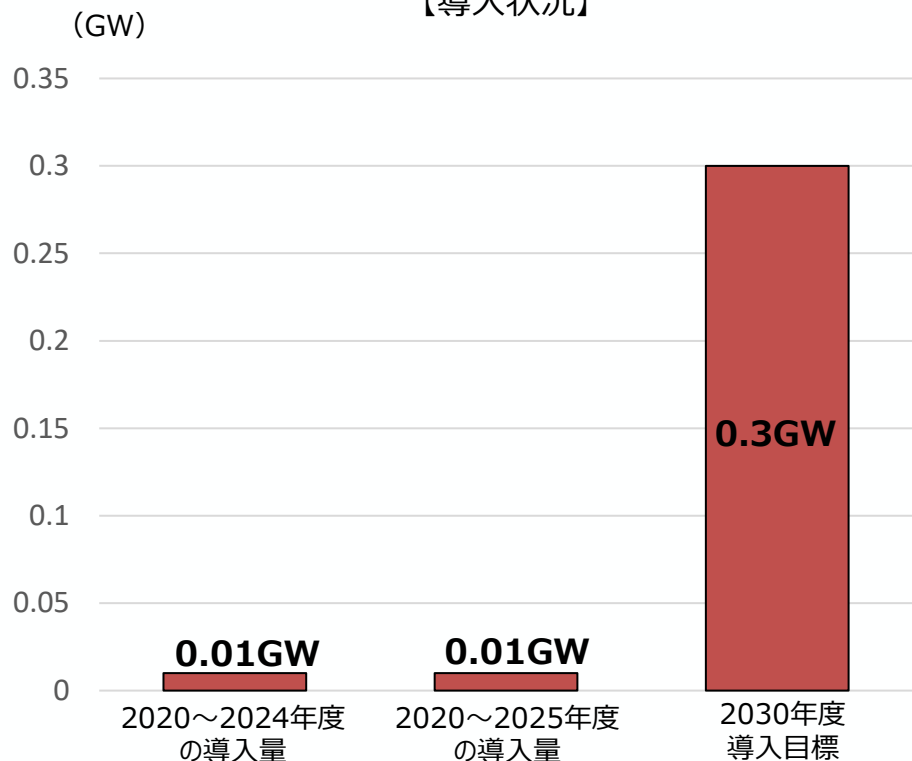


◆ 文献調査等の概要

- 既存文献を調査するとともに、既存文献が十分に存在しない場合には環境省が現地調査を行い、海洋に生息する鳥類等の環境データを収集する。

【施策】 JOGMECによるリスクマネーの供給・先導的資源量調査や掘削技術開発の成果の共有等を実施（0.3GW）
【省庁】 経済産業省、環境省

【導入状況】



※上記の導入量は2019年度末時点でFIT認定済の事業を含む。

【導入量の把握方法】

- 2020～2025年度の再エネ特措法におけるFIT/FIP導入量のうち、自然公園内を除いたものを合計して算定。
- なお、2020～2025年度の間、JOGMEC地熱ポテンシャルを把握するためのボーリング調査（自然公園内以外で10件（7.7万kW相当））を実施している（運転開始前のため上記の導入量には含めていない）。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省】

- 令和7年度当初予算において、**地熱発電に向けた資源量調査や理解促進、技術開発等事業**（138億円の内数）を実施等、継続した支援政策を実施。
- 2020～2025年度の間で、**JOGMECにて地熱ポテンシャルを確認するため自然公園を除く地域にて地表調査**（5件）と**ボーリング調査**（10件）を実施し、調査結果を事業者へ提供。
- 2020～2025年度の間で、**JOGMECにて事業者が行う地表調査・掘削調査**について**42件の助成支援**を実施。
- JOGMECにて、地熱発電における開発リスク低減に向けた技術開発を実施。2020～2025年度の間で、**12件の技術の実証及びガイドライン・報告書を公表**。また、そのうち4件の技術が**実際の現場にて実装**。

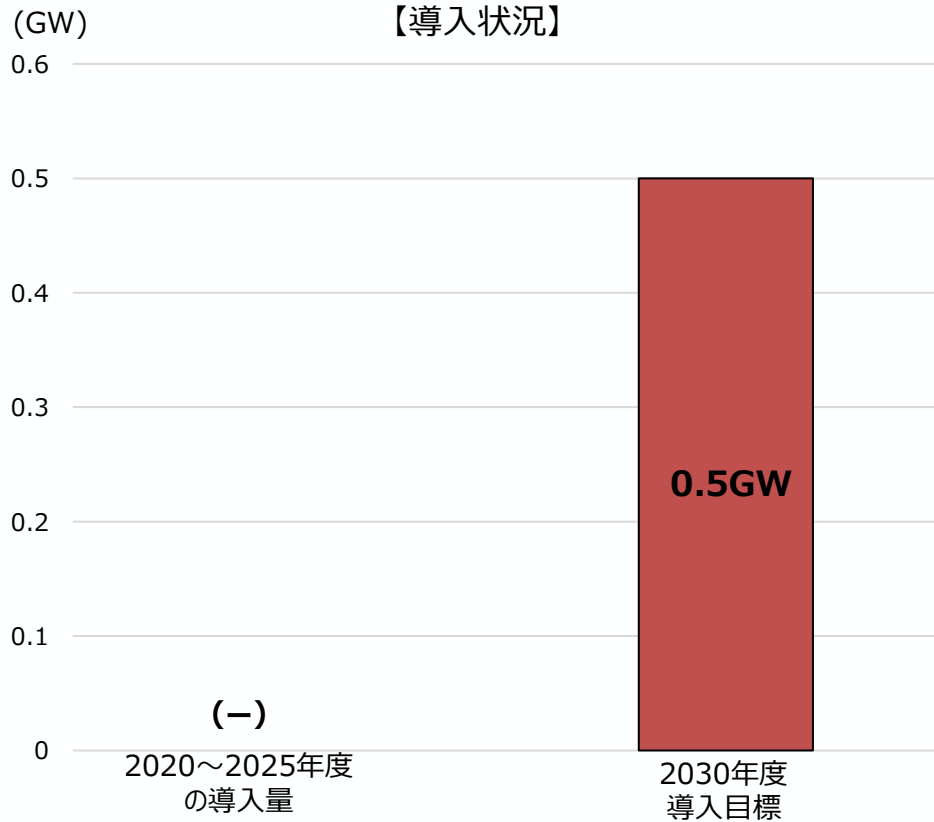
【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】初期段階の開発リスク低減

- 事業者にとって最も開発ハードル・リスクが高い**地表・掘削調査**に対する**JOGMECによるリスクマネーの供給**など開発初期段階における支援を重点的に実施。

【施策】 自然公園内を中心とした、JOGMEC自らが行う「先導的資源量調査」の実施等（0.5GW）

【省庁】 経済産業省、環境省



【導入量の把握方法】

- 2020~2025年度の再エネ特措法におけるFIT/FIP導入量のうち、自然公園内のものを合計して算定。
- なお、2020~2025年度の間、JOGMEC地熱ポテンシャルを把握するためのボーリング調査（自然公園内で3件（9万kW相当））を実施している（未運転開始のため上記の導入量には含めていない）。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省】

- 令和7年度当初予算において、**地熱発電に向けた資源量調査や理解促進、技術開発等事業**（138億円の内数）を実施等、継続した支援政策を実施。
- 2020~2025年度の間で、**JOGMECにて地熱ポテンシャルを確認するため自然公園内にて、地表調査（63件）とボーリング調査（3件）**を実施し、調査結果を事業者を提供。

【環境省】

- 令和3年9月に**自然公園法及び温泉法の運用見直し**を行い、**国立・国定公園内の地熱開発の取扱い通知及び温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）を改正**。また、全国の地熱資源の豊富な地域の地方環境事務所等に、**地熱発電に特化した専門官を配置**し、地域共生型の地熱開発の推進に繋げる。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

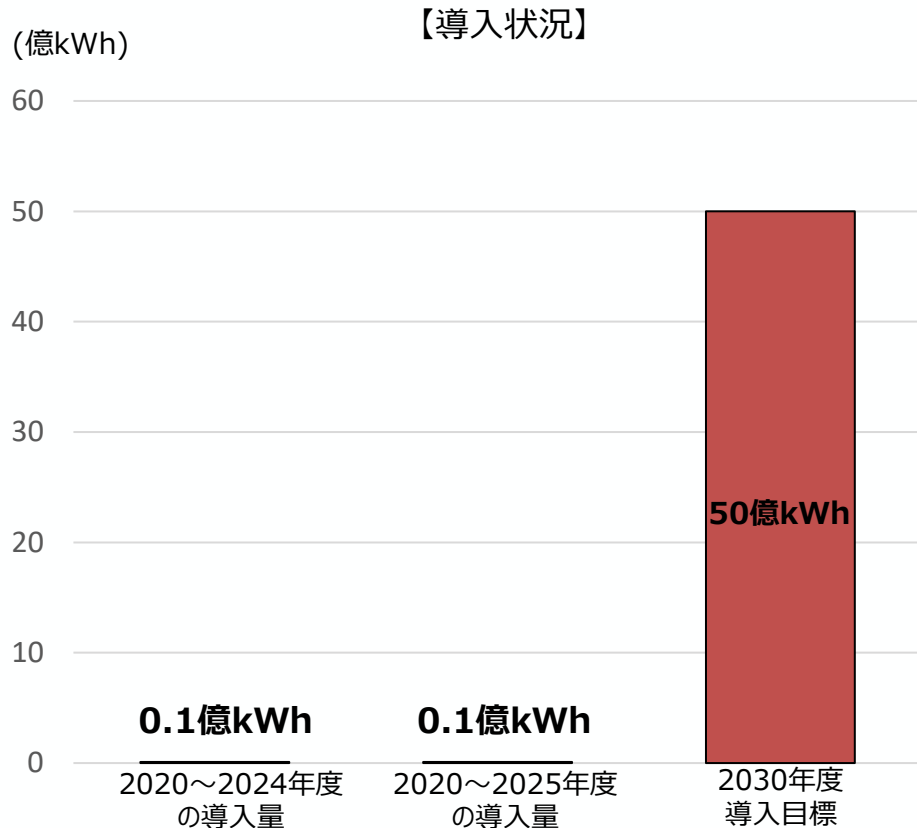
【課題①】地熱ポテンシャルの把握

- **国立・国定公園など自然公園内を中心とした、資源量調査が未実施の地点**を重点的に調査し、**地熱ポテンシャルの調査結果を事業者**に提供するとともに、事業化につなげる。

【課題②】関係法令の適切な運用等

- **運用を見直した関係法令の適切な運用等**を通じ、**自然公園における地域との合意形成の促進や自然環境との調和が図られた優良事例の件数の増加**に繋げる。

【施策】 旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh
【省庁】 経済産業省、環境省



【導入量の把握方法】

- 2020～2024年度に再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を受けたリブレース事業での増出力分（2,000kW）について、設備利用率74.8%と仮定して発電量を算定。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省】

- 令和7年度当初予算において、**地熱発電に向けた資源量調査や理解促進、技術開発等事業**（138億円の内数）を実施等、継続した支援政策を実施。
- 地熱発電事業において、**地元関係者の理解促進**に向けて、**地熱開発モデル地区、シンポジウム、地方自治体地熱研究会、人材育成**などを通じた地熱事業の広報活動を実施。
- 世界でまだ社会実装されていない新たな発電方法である**超臨界地熱発電**等の発電方法の確立に向けた研究を実施。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】地熱推進のための広報活動

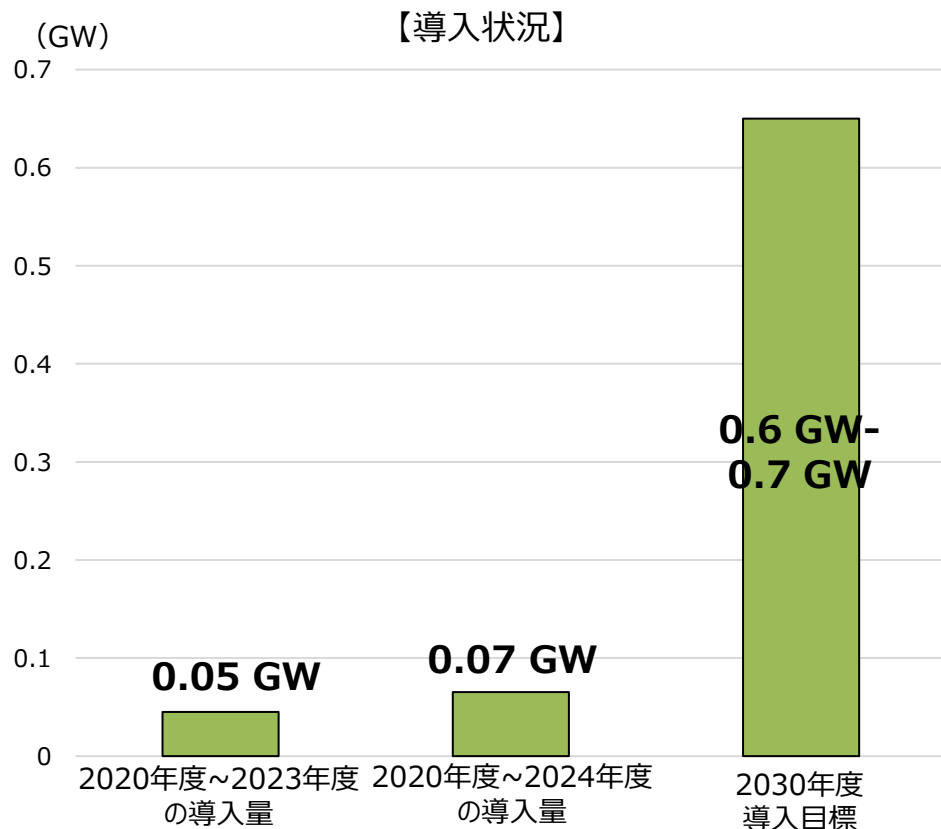
- 地熱発電事業において、地元関係者（特に温泉事業者等）の理解促進に向けて、地熱（熱水）を利活用した発電事業等のメリットや具体的な地域貢献等、地熱発電との共存共栄のイメージを伝えるため、**広報活動及び実証的な地熱活用事業への支援**等を通じて、更なる理解醸成を図る。

【課題②】技術開発の促進

- **超臨界地熱発電**等の新たな発電方法など、抜本的な地熱発電の導入拡大に向けて、実際に**調査井掘削など実証段階の技術開発に移行**し、社会実装に向けてより具体的な技術開発を進めていく。

【施策】 廃棄物発電の導入加速 (0.6-0.7GW)

【省庁】 環境省



【導入量の把握方法】

- 一般廃棄物処理事業実態調査及び産業廃棄物処理施設状況調査報告書より、新たに使用開始した焼却施設等の発電容量からバイオマス比率を用いて推計。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業を通じた支援を実施（2020年度以降、15件以上実施）するとともに、循環型社会形成推進交付金等を通じて廃棄物発電などのエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に係る支援を行った。
- 2020年度開始の「廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」に続き、2025年度より「地域共生型廃棄物発電等導入促進事業」を実施。これにより、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理にかかる設備導入に対して事業経費の一部を補助を実施した。2024年度完成したエネルギー回収事業は1件、廃棄物燃料製造事業は2件となった。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】人口減少などによる廃棄物量の減少

- 廃棄物の量が減少する中、3R+Renewableの取組によってもなお残る焼却せざるを得ない廃棄物からのエネルギー回収を推進するため、循環型社会形成推進交付金等を通じ、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に係る支援を引き続き行う。
- 将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくために、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要であり、都道府県において令和9年度を目標に「長期広域化・集約化計画」が策定されるよう支援する。

【課題②】焼却処理施設の発電能力の向上

- 廃棄物処理の広域化や施設の集約化の推進による施設の大規模化等を通して、焼却処理施設の発電能力を向上させるとともに、エネルギー回収効率のより高い施設整備について、引き続き循環型社会形成推進交付金や地域共生型廃棄物発電等導入促進事業を活用し支援する。
- 加えて、効果的な廃棄物処理施設の整備に向け、廃棄物発電を活用した地域への多面的価値の創出を促進する支援事業を行う。



【令和7年度補正予算額 360百万円】

廃棄物発電施設由来のエネルギー資源を地域内で最大限利活用する体制構築等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画計画（令和7年2月）の着実な実行に向け、廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）において位置付けられている、廃棄物処理システムが持つ様々な機能を活かした地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用等を通じて、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築の同時実現を支援する。

2. 事業内容

① 廃棄物焼却施設由来エネルギーの地域内利活用促進支援

令和3年3月に策定した廃棄物エネルギー利活用方策の実務入門を踏まえ、天候等の外的要因に比較的左右されにくい廃棄物発電の特徴を生かし、市町村、地域の事業者、民間団体等の関係主体が幅広く連携し、廃棄物焼却施設由来エネルギーの地域内利活用等の検討・判断を後押しする試算ツールや解説書等の拡充を行う。

② 廃棄物焼却施設由来エネルギーの地域内利活用促進モデルの形成支援

市町村の関連部局と地域の電力小売事業者や電力利活用業者等によるパートナーシップを形成し、廃棄物発電の優位性を最大限発揮するモデル事例の創出を支援する。

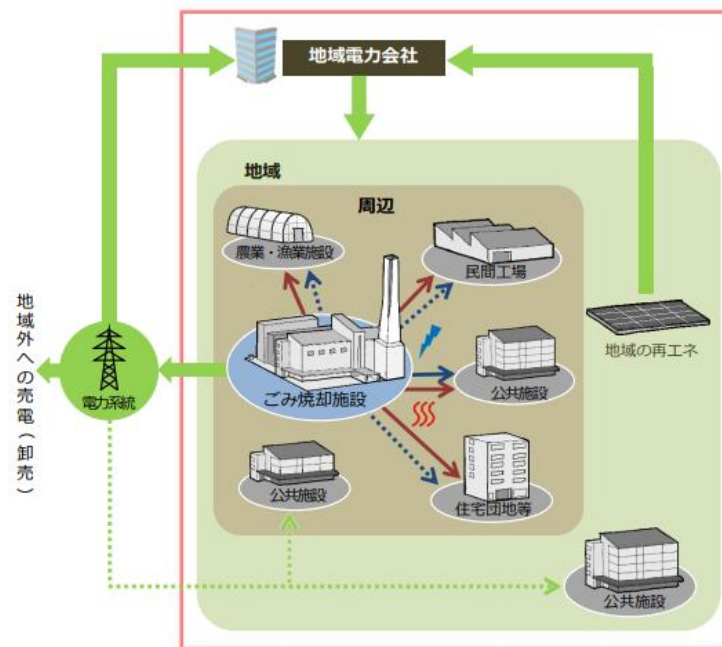
③ 地域内エネルギー利活用促進に向けたマッチング機会の提供

官民連携で地域内エネルギー利活用に向け、市町村と地元電力活用の関心が高い電力会社や電力需給バランスの管理を支援する事業者等とのマッチングを含むFS調査及び情報交換機会の提供を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 地方公共団体、民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る）
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



廃棄物エネルギー利活用方策の実務入門（R3.3）
～廃棄物エネルギー利活用にあたっての技術的課題等への対応手順の解説書～

2. 2040年度に向けた取組の方向性

地域との共生・適正な環境配慮を前提とした再エネの最大限導入に向けて

- **地域との共生や適正な環境配慮を大前提に、再エネを最大限導入。**地域資源である再エネを活用し、地域からのGX、経済活性化、災害に強い地域づくりに貢献。
- 太陽光については、**自治体が主導する地域共生型再エネ導入**や**公共施設への率先導入**、**ビル・工場・倉庫等の屋根や住宅における自家消費**、**ペロブスカイト太陽電池の社会実装**などの支援を**集中的・重点的に実施**。

① 地域脱炭素等を通じた地域共生型再エネの導入

脱炭素先行地域等の自治体が主導する地域脱炭素の取組を進め、地域や自然と共生し、かつ地域に裨益する再エネの導入を促進。



ゼロカーボンベースボールパーク
(兵庫県尼崎市)



バイオガス発電
(北海道上士幌町)



小水力発電設備
(富山県)

② 公共施設への率先導入

2030年度までに設置可能な政府施設の50%以上に太陽光を導入するとともに、自治体等での導入促進に取り組む。



新宿御苑ミュージアム



長野県箕輪町

③ 民間・住宅における自家消費の更なる推進

初期費用ゼロ型太陽光やソーラーカーポート、建材一体型太陽光等への支援に取り組む。また、バリューチェーンの脱炭素化を切り口に、中小企業へ取組の裾野を広げていく。



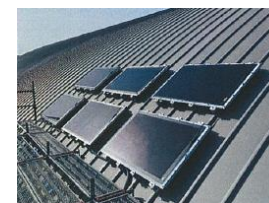
ソーラーカーポート



建材一体型太陽光
大成建設株式会社・
株式会社カネカ提供資料

④ ペロブスカイト太陽電池の社会実装

2025年から早期に国内市場を立ち上げ、需要創出の面から取り組む。



積水化学
株式会社提供

⑤ 計画的かつ適正な廃棄・リサイクルの実施

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律に基づく措置や予算措置等を通じて、費用低減・体制整備を図り、太陽光パネルのリサイクルを推進。

地域脱炭素等を通じた地域共生型再エネ導入

- 脱炭素先行地域等のこれまでの成果や地域をとりまく状況を踏まえ、「地域を守る」、「地域で回す」、「地域が稼ぐ」という3つの視点に基づき、今後の横展開に向け、「①防災・レジリエンス強化モデル」、「②国内資源活用モデル」、「③地域経済活性化モデル」に支援を重点化。
- 地域と共生した、エネルギーの地産地消を進めつつ、強い地域経済の構築に貢献すべく、これらのモデルを各地に展開することにより、「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環」を実現。

3つの視点

「地域を守る」



「地域で回す」



「地域が稼ぐ」



今後の横展開に向けた重点支援モデル

①防災・レジリエンス強化モデル（適応策との連携）

地域での防災・レジリエンス機能の強化の推進に繋がるエネルギー供給等の取組を推進

②国内資源活用モデル（サーキュラーエコノミーとの連携）

エネルギー・資源・資金の地域内循環に向け地域のエネルギー資源等を最大限活用する取組を推進

③地域経済活性化モデル

脱炭素を契機とした地場産業の振興や地域事業者等の育成に繋がる設備導入等の取組を推進

- エネルギーの地産地消を進める観点から、ペロブスカイト太陽電池等の社会実装及び導入基盤整備や地域エネルギー会社の活用、時間単位での需給把握を行うような高度なエネルギーマネジメントに関する取組についても推進。
- 再エネ設備等の導入の確実な実施に向け、事業計画の精緻化が重要。そのため、設備導入の各段階において、成果・進捗・実行可能性等の評価が必要。

① 防災・レジリエンス強化モデル（適応策との連携）

- 気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化が進む中、平時におけるエネルギーの効率的な利活用を図りつつ、災害時のエネルギー確保や地域機能の維持にも資する取組を進めることが重要。

(具体的な取組)

- 地域防災計画等に基づく避難施設等のみならず、気候変動適応対策等と整合を図りつつ、**地域での防災・レジリエンス機能の強化を推進。**

【脱炭素先行地域等での取組事例】

災害時に効果を発揮した施設単位の取組

＜石川県珠洲市、三重県名張市、千葉県睦沢町＞

- 石川県珠洲市では市庁舎に太陽光発電設備・蓄電池を導入したことで、能登半島地震の際に**照明が活用でき災害対応業務の対応を可能**とした。
- 台風に伴う大雨での停電の際に、三重県名張市では**熱中症予防対策スペースの開設**、千葉県睦沢町では**温水シャワーの開放**、また、両市町において、**携帯電話充電スポットの提供**等の対応を可能とした。



珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況

写真出所：脱炭素地域づくり支援サイト

基幹インフラ施設を中心にした 広域防災体制の強化

＜石川県＞

- 能登半島の被災経験を踏まえ、**県管理の陸海空の基幹インフラ**(金沢港、のと里山空港、道の駅)に面的に自立分散型電源を設置し、県において**市町村単独では困難な広域防災体制の強化**を図る。
- 金沢から能登半島の「道の駅」では、太陽光発電・蓄電池・EV充電設備を一体的に整備し、**広域防災拠点としての機能向上**に取り組む。
- 和倉温泉では未利用温泉熱の活用等により、災害復興につなげつつ、**災害時の2次避難先として活用**できるよう機能強化を図る。



金沢港エリア、のと里山空港、和倉温泉

写真出所：脱炭素地域づくり支援サイト

地域医療の平時・有事の持続可能性向上と 防災・レジリエンス強化

＜大分県大分市＞

- 医療機関が医療継続に不可欠な設備更新等を行う際に、再エネ設備導入や断熱改修、エネマネ等と一体的に取り組み、**機能維持と費用削減を両立するモデルを構築。**
- **地域医療の平時・有事における継続性確保**に向け、市が主体となり、医師会等と連携した体制及び医療機関向け支援体制を構築。
- 地域の様々な規模の**13医療機関で面的に取組を実施。**



地域医療機関と医師による脱炭素の取組の発信

写真出所：脱炭素地域づくり支援サイト

② 国内資源活用モデル（サーキュラーエコノミーとの連携）

環境大臣勉強会取りまとめ
(令和8年5月29日公表)

- エネルギーの購入等を通じた資金の域外流出が生じている中、地域のエネルギー資源等を最大限活用・循環し、資源・資金の地域内循環を構築することは、地域経済の持続性向上の観点から重要。

(具体的な取組)

- 豊富な森林資源や水資源、家畜ふん尿、食品残渣等の**地域資源・未利用資源・循環資源等を最大限活用し、脱炭素と資源循環を統合的に進める取組を推進。**

【脱炭素先行地域等での取組事例】

森林資源等を活用した資源と経済循環の推進 〈岡山県西粟倉村〉

- 村が掲げた「百年の森林事業」の下で脱炭素の取組も推進。森林整備の推進とともに、小水力発電やバイオマスボイラーの整備を進め、地域のレジリエンス向上と**資源利用の安定化に貢献。**
- **林業・木材加工関連事業新規就業者数が110人増加**する等、新規雇用創出に寄与。
- 発電収益等を活用し、村外から人を呼び込み、**ローカルベンチャー62件創出。**
- これらの取組により**総生産額が8億円から22億円に増加。**



森林資源の活用の様子

写真提供：西粟倉村

廃棄物由来エネルギーの有効活用 〈北海道上士幌町、神奈川県川崎市〉

- 上士幌町では、畜産ふん尿を活用したバイオガス発電により、これまで生じていた**約48億円/年の畜産ふん尿の処理コストのうち約27億円/年の削減**を見込む。
- 川崎市では、川崎未来エナジー(株)を設立し、**廃棄物発電の有効活用**を通じて取組を推進し、公共施設のみならず**民間事業者にも事業を展開**。令和6年度末までに**約2.6億円のエネルギー代金の域外流出を抑制。**



上士幌町の乳牛ふん尿を活用したバイオガスプラント

写真出所：脱炭素地域づくり支援サイト



川崎未来エナジー(株)の廃棄物発電、民間事業者の営業所への太陽光発電設備導入

写真出所：川崎未来エナジー(株)HP、脱炭素地域づくり支援サイト



脱炭素設備のリユース 〈福岡県北九州市、長崎県五島市、愛媛県〉

- 北九州市では、**リユースパネル・蓄電池の公共施設への導入**を行い、検証中。五島市では、市内にある**事業用太陽光発電**の約50%のリユースパネルの活用を目指し取組を推進。
- 愛媛県では大手自動車販売者や保険会社、地元事業者と連携し、**リユースEVの市場形成と循環活用**（定置型蓄電池等への再利用、バッテリーリサイクルも含む）に向けた取組を推進。



北九州市でのリユースパネルの導入事例

写真出所：北九州市HP



リユースEVと性能保証の例

写真出所：えひめ脱炭素ポータルサイト



- **地域防災計画により避難施設等に位置づけられた公共施設**への再エネ設備の導入は、平時の脱炭素化に加え、災害時の業務継続を始め被災者対応の観点からも重要。「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）」において「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」に取り組むこととしている。

※ **2030年度までに2,500施設、2035年度までに4,000施設**への導入完了を目標として設定。

- このため、環境省では、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」により**避難施設等への再エネ設備等の導入を支援**。

■ <補助率>

①都道府県・指定都市※ 1/3 ②市町村（太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合） 1/2

③市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島 2/3 ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

災害時に効果を発揮した事例①

※前身の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」による支援事例

石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所
導入設備 : 太陽光発電、蓄電池

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況



写真提供：珠洲市

石川県輪島市

施設名 : 河井小学校 ほか28施設
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

<令和6年能登半島地震における活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況



写真提供：輪島市

第一次国土強靱化実施中期計画（2025年6月6日閣議決定）における 地域レジリエンス事業の位置付け



- ◆ **避難施設・防災拠点**における災害時に活用可能な**再生可能エネルギー設備等の導入**について、第一次国土強靱化実施中期計画に位置付け、**2030年度までに2,500施設、2035年度までに4,000施設**への導入完了を目標として設定。導入を強力に推進していく。

第1次国土強靱化実施中期計画（2025年6月6日閣議決定）における記載内容

第4章 推進が特に必要となる施策

1. 施策の内容

（5）地域における防災力の一層の強化《避難所環境の改善・充実》

○避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築

- ・ 避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策

《目標》

指定避難所（約82,000か所）等のうち、**緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）**における災害時に活用可能な**再生可能エネルギー設備等の導入完了率**

21%【2023年度】 → 62.5%【2030年度】 → 100%【2035年度】

（820か所：実績値）

（2,500か所）

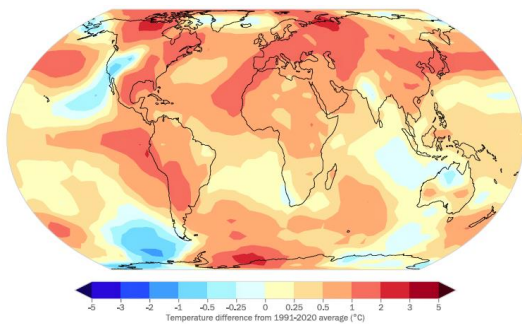
（4,000か所）

※2024年度末時点で、1,010か所への導入実績あり

民間企業による再エネ活用の推進 (バリューチェーンの脱炭素化)

- 地球温暖化による異常気象の増加・激甚化が各地で発生。**気候変動は短・長期いずれの時間軸においても企業経営に重大なリスクを及ぼす要因として認識。企業のサステナビリティに関する取組の開示要請は高まっている。**
- 大企業中心にサプライチェーン全体の脱炭素化が求められることを背景に、取引先へCO2排出量の可視化・削減を求める潮流が着実に高まっている状況。
- 脱炭素経営対応が遅れていると、取引上のリスクとなる恐れがあり、中堅・中小企業にも早期の対応が求められている。

気候変動が経営リスクに

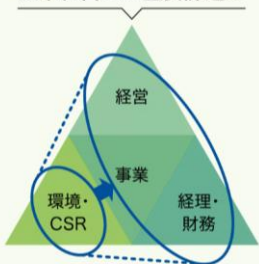


- 世界の経営層は**気候変動に関する環境リスクを重要視。**

これからの気候変動対策とは

- ✓ 単なるコスト増加ではなく、リスク低減と成長のチャンス
- ✓ 経営上の重要課題として、全社を挙げて取り組むもの

気候変動対策が企業経営上の重要課題に

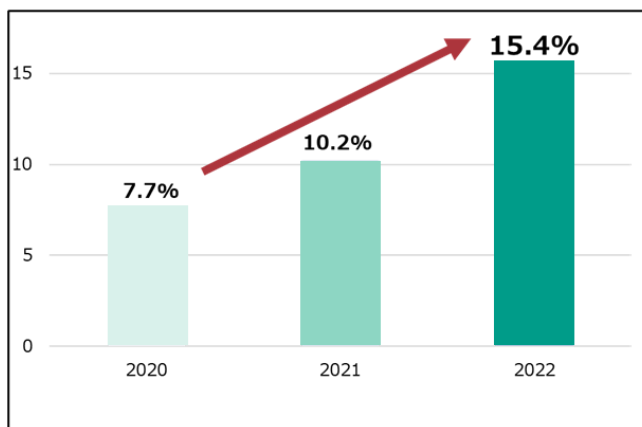


- 気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が大企業を中心に増加

企業のサステナビリティに関する取組の開示要請



取引先からの温室効果ガスの把握、削減に向けた協力要請状況 【「あった」と回答した企業の割合】



※出所：中小企業庁「2023年版『中小企業白書』」

サプライチェーンを通じて中小企業にも影響

大企業による要請例

例1 建築業

サプライヤーに対して、脱炭素の取組に取り組んでいるかに関するアンケートを実施します。

例2 食品業

自社製品の製造にかかるCO2排出量を正確に知るため、サプライヤーにもCO2排出量を算定していただきます。

例3 電子部品業

脱炭素に関する研修動画を作成したので、サプライヤーにも視聴していただきます。また、算定ツールも作成したので、今後サプライヤーにも提供します。

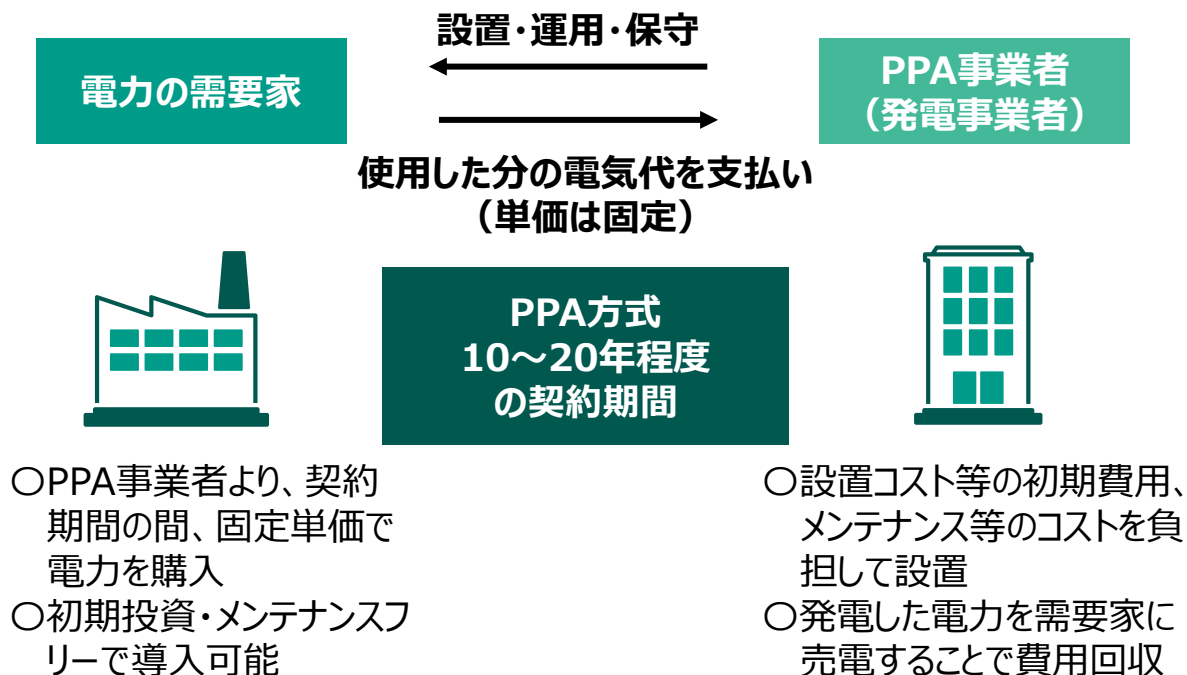
- わが国の雇用の約7割を支える**中小企業等**は、産業・業務部門・エネルギー転換部門に限っても、日本全体の温室効果ガス(GHG)排出量(11.5億t)のうち**1割～2割弱(0.9億t～2.1億t)**を占めており、GX実現には**中小企業の取組も不可欠。**

いち早く脱炭素経営に取り組むことで、取組が評価され企業価値が向上、投融资や事業機会が拡大

PPAモデルの普及に向けた課題

- 初期投資や設備のメンテナンスコスト不要で太陽光発電を導入できるPPA（電力購入契約）モデルは、**脱炭素に向け、中小企業が自家消費型太陽光発電を導入するにあたり有効な取組となりうる。**
- 一方、①安価な電力コストとするためには**一定の導入規模が必要**であること、②10～20年程度の長期契約が一般的であることにより**長期の与信が必要**であることから、**中小企業において容易に活用できるビジネスモデルとはなっていない。**
- このため、これらのPPAモデルが抱える**事業上の課題を解消し、中小企業が活用できるモデルを創出**することが求められる。

PPA（電力購入契約）方式とは



課題①：一定の導入規模が必要

- ✓ スケールメリットにより販売電力価格が安価となるため、従来の契約電力に対してコストメリットを持たせるためには一定の規模が必要。
- ✓ 一般に、一般的な小売電力と競争力を有するには、屋根形状や立地条件等によるが、100kW程度が必要とされている。

課題②：需要家の長期の与信が必要

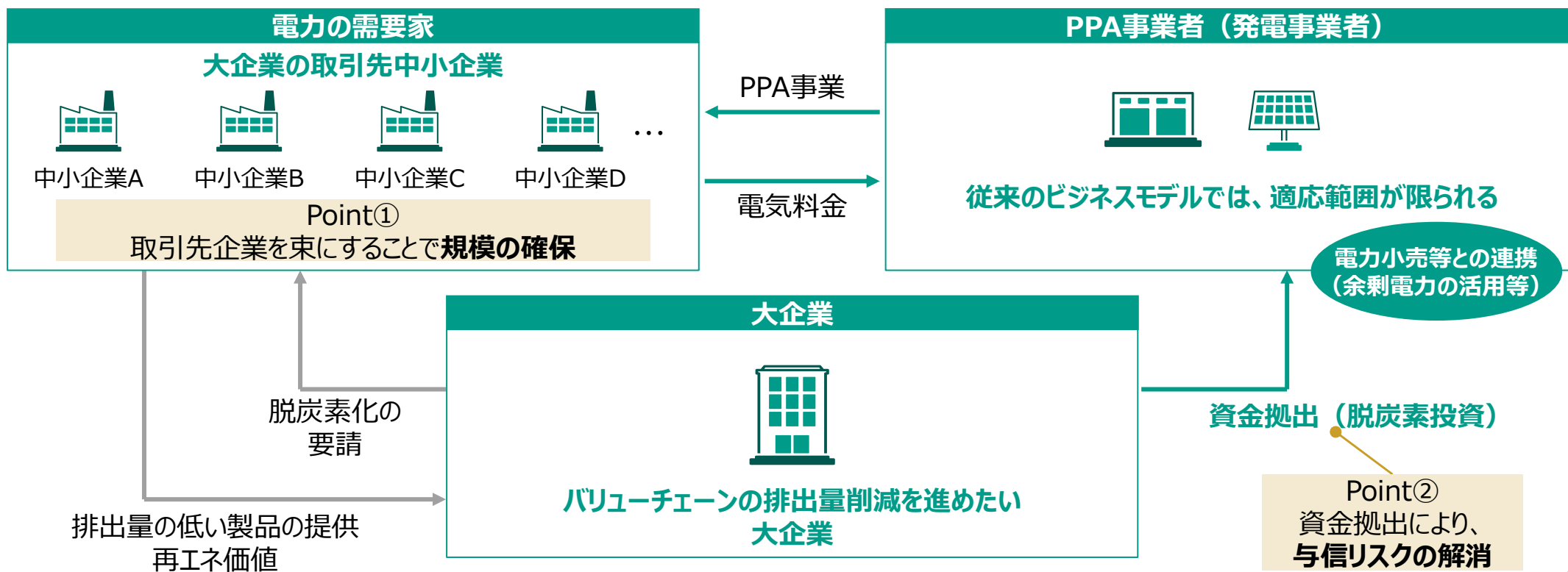
- ✓ 10～20年程度の事業継続が必要であることから、契約にあたり与信面が厳しく審査される。

➡ **活用できる範囲が限定的**

バリューチェーン全体での再エネ導入モデルの構築

- 課題の解消には、規模や与信に由来する**事業リスク**を関係者間で適切にリスク分担していくことが必要。
- このため、バリューチェーンの脱炭素化が求められている状況にあることに着目し、「バリューチェーンの排出量削減を進めたい大企業」を加えた新たなビジネスモデルの構築を進める。
- 具体的には、令和8年度より、大企業が自社のバリューチェーン上の中小企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括で事業化することで規模の課題を解消するとともに、よりエンゲージメントを深め、脱炭素投資として資金拠出（余剰電力の購入等）することで与信の課題の解消につなげるモデルの構築を進める（6月9日公募開始）。

新たなビジネスモデルのイメージ



中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (4) バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業



【令和8年度予算額 1,651百万円の内数（新規）】



バリューチェーン上の大企業と中小企業の連携による再エネ導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

従来のPPA事業では、一定の事業規模や長期の与信を必要とすることが多く、中小企業において自社の温室効果ガス削減対策として再エネを活用するにあたり課題となっている。このため、バリューチェーン上の大企業と中小企業との連携により、規模や与信等の事業上の課題を解消し、PPA事業による再エネ導入を加速化する新たな導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図る。

2. 事業内容

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

大企業が自社のバリューチェーン上の中小企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括で事業化することで規模の課題を解消するとともに、よりエンゲージメントを深め、脱炭素投資として資金拠出することで与信の課題を解消し再エネを最大限導入する新たなモデルを構築する。

② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

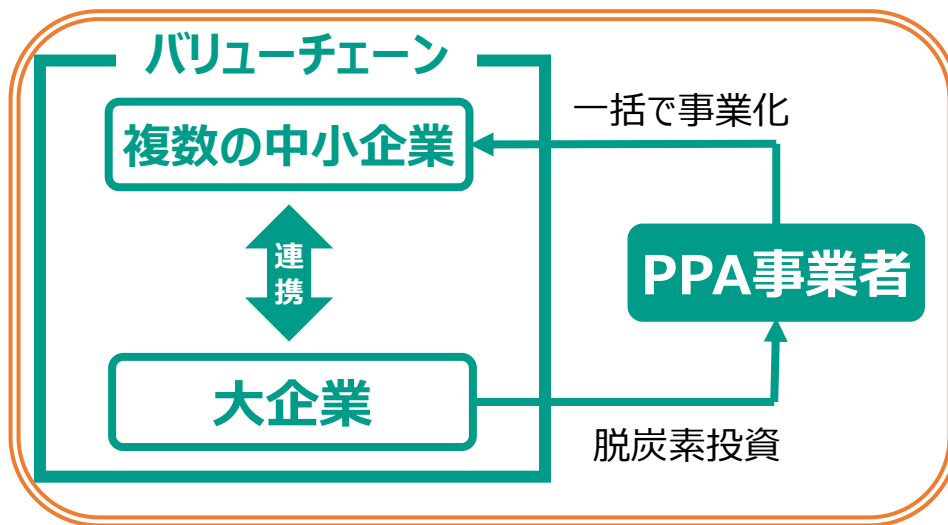
①で得られた成果から、新たな再エネ導入モデルとして広く普及させていくにあたり必要となる項目（バリューチェーン全体での与信の見極め、大企業による資金拠出の在り方等）を分析し、新たな事業モデルとして水平展開するための方法論を取りまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築



② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

ペロブスカイト太陽電池の社会実装

- **早期の国内市場形成と継続的な需要拡大のため、初期需要を牽引することが期待される公共部門や環境価値を高く評価する企業を中心に、①新規事業の形成と②需要側の課題解消に取り組み、2つの施策の好循環により需要側から社会実装を加速化。**
- **その際、一定の供給力の確保とコストの低減は不可欠であり、経済産業省や製造メーカー等と連携して進める。**

① 新規事業の形成

(1) 政府実行計画に基づく率先導入

- ✓ 一定の供給力の確保・コストの低減を前提に、**2035年に50~70MW、2040年に100MW以上の導入**を目指す。
- ✓ 目標実現に向け、**環境省施設を皮切りに、様々な用途の政府施設へ展開。**
- ✓ 関係省庁と連携した**独法・国立大学法人等の巻き込み。**

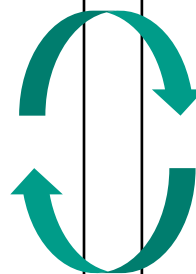
(2) 自治体の需要創出

- ✓ **案件形成が進んでいる先進的な自治体**に対するGX事業による**導入支援。**
- ✓ 地方環境局と連携し、**脱炭素に先進的に取り組んでいる自治体の計画策定支援の活用を促進。**
- ✓ 上記の先進的に取り組む自治体を中心に**導入目標設定の要請**（設定自治体はGX事業により優先的に支援）。

(3) 民間企業の需要創出

- ✓ **導入を積極的に検討している企業**に対するGX事業による**導入支援。**
- ✓ RE100を始めとしたニーズの大きな**業界団体等への働きかけによる需要創出**を実施。
- ✓ **VCの脱炭素化**に向けた脱炭素経営の高度化支援等を通じ、**中小企業等へ拡大。**

実例の
創出・分析



課題の
解消

② 需要側の課題解消

課題1：施工費の低減（施工の標準化）

- ✓ GX事業等による導入例をもとに**施工のコスト構造を分析し、需要家の施工費の積算に資する資料を作成。**
- ✓ **施工方法や設計上の留意点に関する知見を蓄積・共有。**

課題2：地域における施工・保守等を担う事業者の確保

- ✓ GX事業等により導入された実例をもとに、**施工・保守等に関するノウハウを分析、整理。**
- ✓ 地域内事業者の参画促進等により、**地域における施工・保守等を担う事業者を育成。**

課題3：ペロブスカイト太陽電池に関する情報へのアクセス性の向上

- ✓ **導入意思決定に資する情報**（特徴、メリット、コストの考え方等）をまとめ、様々な媒体で普及啓発を実施。
- ✓ オンサイトPPA等の**第三者保有モデルによる事例創出等**による、**脱炭素ソリューションとしての展開。**

- ①2025年度より導入支援事業が開始し事業化フェーズに入ったこと、②2027年度には一定の供給量が確保される見込みであること、③金属屋根を中心に施工方法の確立が進んでいることを踏まえ、**2026年夏頃に政府部門の導入目標を策定する。**
- 導入目標の設定に当たっては、**以下の方針で環境省において検討を進める。**
 - ・**2035年及び2040年を目標年とする**
 - ・FU調査により収集した**政府施設のポテンシャル調査結果を踏まえつつ**、2040年には国内で20GW導入する**需要創出の目標からバックキャストして設定する**
 - ・**府省庁単位ではなく政府部門全体の目標とする**
 - ・毎年度実施する**FU調査を活用し、府省庁ごとに導入計画を継続的に具体化、精緻化する**
 - ・生産体制や研究開発状況、施工方法の確立状況等を踏まえ、**状況に応じた目標の見直しを行う**
- 目標値は、**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定する。**
- また、需要創出には、地方公共団体等が保有する施設への導入も重要であり、**各府省庁で連携して取組を進める。**

政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

政府が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。また、地方公共団体等が保有する施設についても取組が進むよう、各府省庁において必要な支援や助言に努める。

(1) 略

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、政府が保有する建築物等への導入を率先して進める。また、**具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。**

- ペロブスカイト太陽電池は、**2030年までに14円/kWhが可能となる技術を確立、2040年には自立化が可能なコスト（10円/kWh～14円/kWh以下）の実現**を目指し、取組が進められている。この場合、次世代型太陽電池戦略に示される需要推計結果によると、**公共部門で5000～7000MW（5～7GW）の需要が見込まれる。**
- 公共部門におけるペロブスカイト太陽電池の需要を最大限引き出すため、**一定の供給力の確保・コストの低減を前提に、政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく政府自身の取組として、**
 - ・2030年度導入目標（※）実現に向け、**追加的な導入が見込まれる場所へのペロブスカイト太陽電池の導入（グリーン購入法への位置付けなど検討）及び実証等への参画** ※従来型の太陽電池を含め2030年度までに60MWを導入
 - ・ペロブスカイト太陽電池を**2035年には50～70MW、2040年には100MW以上（※）導入する目標を新たに設定し、政府が保有する施設へ率先導入** ※供給力やコストの動向をみつつ、状況に応じて目標の見直しを行う。
 - ・**独立行政法人等の計画策定/導入を加速化**するため、環境省において導入事例をもとに施工、保守等に関するノウハウを蓄積しつつ、**各府省庁による必要な支援や助言**
 - ・全国の地方公共団体が保有・管理する施設数が政府施設よりも多いことに鑑み、地方公共団体における需要創出につなげるため、既に東京都を含む複数の自治体において区域の野心的な導入目標策定等が進んでいることを踏まえ、**次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会に参加し導入に向けた検討を進めている自治体（令和8年5月20日時点で182自治体）等を念頭に、ニーズを把握するとともに、目標設定や導入計画の策定等への支援を新規に実施することにより、自治体の取組に対する支援を強化**
を進める。
- 令和9年度以降、供給力やコスト動向を踏まえ、地方公共団体での導入の基礎となるような**政府施設の各種類型（庁舎、社会福祉施設、文教研修施設、研究機関等）における導入事例の創出を環境省が主導して検討**する。また、その成果を**地方公共団体へ展開**していく。
- 各府省庁においては、今後の供給力やコスト等の動向を踏まえながら、①**FU調査の機会を捉えた導入候補施設の選定、②初期の導入事例創出への協力、③独立行政法人等や地方公共団体における需要創出支援を実施**していく。



ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

① 事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

② 設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・建材一体型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

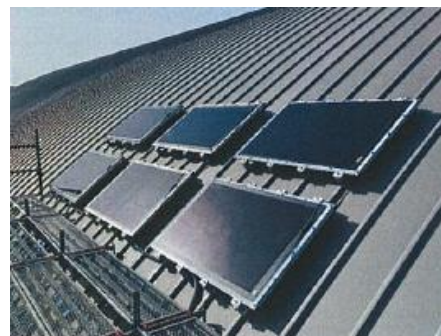
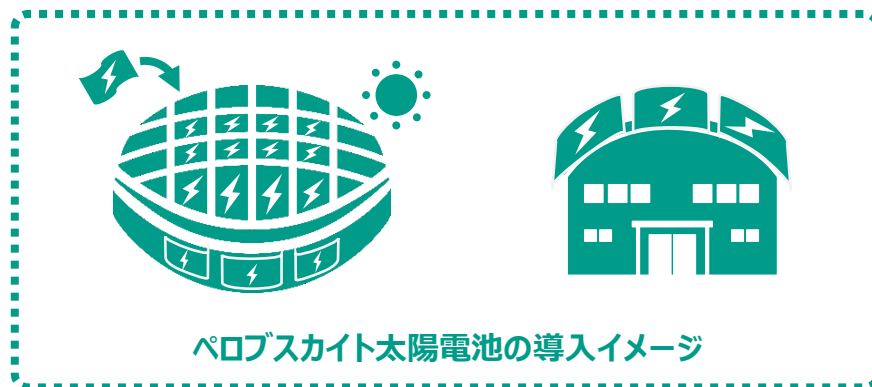
<主な要件>

- ・ 同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・ 導入規模の下限、補助上限価格
- ・ 施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（計画策定：定率、設備等導入：2/3、3/4）
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

事前調査・導入計画策定事業の概要

2026.5.20第10回 次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会 資料2



- 令和8年度より、**事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）**や、**当該調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定支援**を開始する。本支援を通じ、**先行的な需要の掘り起こし**を行い、供給側の投資予見性の確保に貢献する。

項目	概要 ※令和8年度最初の公募時
補助対象者	➤ 地方公共団体・民間企業等
主な要件	➤ 事前調査 <ul style="list-style-type: none">従来型の太陽電池の設置が難しく、かつ、ペロブスカイト太陽電池の設置が可能であることを明らかにするための調査を実施すること。調査対象施設のペロブスカイト太陽電池の設置可能面積、設置可能容量を算出すること。1施設あたり、調査対象面積が100m²以上であること。等 ➤ 導入計画策定 <ul style="list-style-type: none">従来型の太陽電池の設置が難しい施設への、ペロブスカイト太陽電池の導入計画の策定をすること。計画策定後一定期間の間に、一定程度以上のペロブスカイト太陽電池の導入をすること。等
補助対象費用	➤ 事前調査 <ul style="list-style-type: none">施設の現地調査、構造計算、専門家による判断、安全性確認に係る費用 等 ➤ 導入計画策定 <ul style="list-style-type: none">ペロブスカイト太陽電池の導入計画の策定に係る費用 等
補助率	➤ 9/10
上限額	➤ 調査対象面積等により、最大で500万円
公募時期	➤ 令和8年7月頃～12月頃
補助期間	➤ 1カ年

※ 上記の項目はいずれも検討中のものであり、実際の要件等については公募開始時の情報を参照。

※ 設備等導入事業の対象となる製品の追加等にともない、要件等は改定する可能性がある。

設備等導入事業の概要

2026.5.20第10回 次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会 資料2



- 令和7年度より、設備導入支援を開始し、これまで**5件（さいたま市、滋賀県、福岡県、福岡市、西日本高速道路株式会社）**、合計約**80kW**を採択。
- 引き続き、ペロブスカイト太陽電池の導入事例を増やすとともに、施工のコスト構造の分析、施工方法や設計上の留意点等に関する知見の蓄積及び共有、地方ブロック別セミナー等を実施し、**需要側の課題を解消しながら需要創出を進める**。
- 今年4月には、**環境省HPにおいて事例集を公開**（https://www.env.go.jp/earth/post_94.html）。

項目	概要 ※令和8年度最初の公募時
補助対象者	➤ 地方公共団体・民間企業等
主な要件	➤ 設置場所の耐荷重が10kg/m ² 以下相当であること ➤ 発電容量が1施設あたり5kW以上であること ➤ 50%以上の自家消費率があること 等
補助対象費用	➤ 性能基準等を満たすフィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール・付帯設備及びその設置費用
補助率	➤ 2/3、3/4※ ※ 避難施設やインフラ空間等に設置する等、一定の要件を満たす場合
公募時期	➤ 令和8年6月頃～12月頃
補助期間	➤ 2カ年

※ 上記の項目はいずれも検討中のものであり、実際の要件等については公募開始時の情報を参照。

※ 対象となる製品の追加等にともない、要件等は改定する可能性がある。

3. FIT/FIP制度において支援を重点化すべき 事業類型

FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型

- 環境省では、これまで主に**地域脱炭素の推進等の観点から太陽光発電について導入促進**を行っている。この中で、**FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型**について、「**地域共生が図られた形での導入が期待され、一定の導入見込みがあること**」「**客観的な基準で明確に類型化できること**」の2点から下記のとおり整理を行った。
- 地域脱炭素の観点からは、①**公有地で実施する事業**※ 及び②**地域共生に関し法令に基づき自治体から認定を受けた事業**（温対法促進事業認定制度）の二点を候補とするとともに、屋根設置型と同様に周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いという観点で、③**ソーラーカーポート**についても対象とすることを検討してはどうか。

※ 公共施設の屋根に設置するケースは、屋根設置区分として分類されることを前提としている。

類型	地域共生・今後の導入見込み	類型化の考え方（定義）
①公有地で実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国又は自治体の管理の元で実施する事業であり、地域との共生は前提。 ✓ 公有の遊休地の活用や公営事業などにより、国・自治体による太陽光発電の導入の事例は多くあり、今後の拡大も期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国又は自治体が保有する土地で実施する事業
②自治体から法令に基づく認定を受けた事業（温対法促進事業認定制度）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 温対法に基づく促進事業認定制度では、地域の環境保全や地域との共生を要件として自治体が事業を認定。 ✓ 地域と共生しつつ事業を進めたい事業者、地域のニーズを踏まえた事業を誘致したい自治体双方にメリットのある制度であり、今後更なる活用が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地球温暖化対策推進法第22条の2第3項に基づき地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業
③ソーラーカーポート	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 屋根設置型と同様に周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いと考えられ、地域共生が図られた形での導入が期待される。 ✓ 屋根への設置が困難な施設についての選択肢となり、企業の脱炭素化を進める上で更なる導入が期待される。 ✓ 導入拡大に伴うコスト低減により、将来的には特に自家消費型としての自律的な展開が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一体型又は搭載型であり、建築基準法に基づく建築物であること ✓ 工場、店舗等の施設に付随する駐車場に設置されるものであること